

平成27年白老町議会第1回定例会9月会議会議録（第3号）

平成27年 9月10日（木曜日）

開 議 午前 10時00分

散 会 午後 4時38分

○議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第4号）
- 第 4 議案第2号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第3号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 報告第4号 平成26年度白老町財政の健全化判断比率について
- 第 7 報告第5号 平成26年度白老町公営企業の資金不足比率について
- 第 8 認定第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
 - （1）平成26年度白老町一般会計歳入歳出決算
 - （2）平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - （3）平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - （4）平成26年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - （5）平成26年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算
 - （6）平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
 - （7）平成26年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算
 - （8）平成26年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - （9）平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
 - （10）平成26年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第2号 平成26年度白老町水道事業特別会計決算認定について
- 認定第3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 報告第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

報告第 2 号 平成 26 年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の
提出について

報告第 3 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業特別会計に
関する附属書類の提出について

第 9 意見書案第 7 号 平和安全法制の徹底審議を求める意見書 (案)

第 10 意見書案第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書 (案)

○会議に付した事件

一般質問

議案第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第 2 号 平成 27 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 3 号 平成 27 年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)

報告第 4 号 平成 26 年度白老町財政の健全化判断比率について

報告第 5 号 平成 26 年度白老町公営企業の資金不足比率について

認定第 1 号 平成 26 年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

(1) 平成 26 年度白老町一般会計歳入歳出決算

(2) 平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

(3) 平成 26 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

(4) 平成 26 年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

(5) 平成 26 年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算

(6) 平成 26 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算

(7) 平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算

(8) 平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

(9) 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算

(10) 平成 26 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算

認定第 2 号 平成 26 年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第 3 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

報告第 1 号 平成 26 年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出に
ついて

報告第 2 号 平成 26 年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第 3 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類
の提出について

- 意見書案第7号 平和安全法制の徹底審議を求める意見書（案）
意見書案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
意見書（案）

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 氏家裕治君 | 2番 | 吉田和子君 |
| 3番 | 斎藤征信君 | 4番 | 大淵紀夫君 |
| 5番 | 松田謙吾君 | 7番 | 西田祐子君 |
| 8番 | 広地紀彰君 | 9番 | 吉谷一孝君 |
| 10番 | 小西秀延君 | 11番 | 山田和子君 |
| 12番 | 本間広朗君 | 13番 | 前田博之君 |
| 14番 | 及川保君 | 15番 | 山本浩平君 |
-

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 氏家裕治君 | 2番 | 吉田和子君 |
| 3番 | 斎藤征信君 | | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | | | | |
|---|---|-------|--------|-------|---|-------|
| 町 | 長 | 戸田安彦君 | | | | |
| 副 | 町 | 長 | 白崎浩司君 | | | |
| 副 | 町 | 長 | 岩城達己君 | | | |
| 教 | 育 | 長 | 古俣博之君 | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 大黒克巳君 | | |
| 総 | 務 | 課 | 危機管理室長 | 小関雄司君 | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 安達義孝君 | | |
| 企 | 画 | 課 | 長 | 高橋裕明君 | | |
| 経 | 済 | 振 | 興 | 課 | 長 | 本間力君 |
| 農 | 林 | 水 | 産 | 課 | 長 | 石井和彦君 |
| 生 | 活 | 環 | 境 | 課 | 長 | 山本康正君 |
| 町 | 民 | 課 | 長 | 畑田正明君 | | |

税 務 課 長	南 光 男 君
上 下 水 道 課 長	田 中 春 光 君
建 設 課 長	竹 田 敏 雄 君
健 康 福 祉 課 長	長 澤 敏 博 君
高 齡 者 介 護 課 長	田 尻 康 子 君
学 校 教 育 課 長	高 尾 利 弘 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
子 ど も 課 長	下 河 勇 生 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
消 防 長	中 村 諭 君
監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
子 ど も 課 主 幹	渡 辺 博 子 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから、昨日に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、1番、氏家裕治議員、2番、吉田和子議員、3番、斎藤征信議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順に従って発言を許可します。

◇ 西 田 祐 子 君

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員、登壇を願います。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） おはようございます。7番、西田祐子でございます。

本日は、少子・高齢化社会における地域の課題と対策についてと、地域コミュニティ対策・地域産業の振興について、2点お伺いいたします。

白老町は30年以上にわたり人口減少が続いております。また10年ほど前から世帯数の減少も続いており、日本創生会議人口減少問題検討分科会の発表した消滅可能性都市896自治体の一つであるとされました。白老町の財政は人口減少により税収減少となり、世帯数減少が町内消費の減少を招き、小売業、飲食業、地域経済低迷となる悪循環が続いております。戸田町政は財政難を克服すべく奮闘された4年間であったと思っております。しかし、人口減少と高齢化によるさまざまな問題や解決策に財政難のために遅れてきた感は否めないと思っております。自治体消滅危機を乗り越えるべく道は集落対策として8つの方向性を示しております。今回はご一緒にこの難題を解決する道筋をつけるべく質問させていただきます。

1. 少子・高齢化社会における地域の課題と対策について。

（1）地域公共交通対策について。

①買い物、通院、通学等のための高齢者、児童・生徒の交通手段の確保について考えを伺います。

②「元気号」のダイヤ改正は12月に予定されているが、改正時期を早くできないか伺います。

（2）買い物支援について。買い物が困難な高齢者等がふえているといった問題が指摘されていますが、具体的な対応策について考えを伺います。

(3) 高齢者支援について。独居高齢者の実態に目が届きにくい現状や、老老介護等の課題をどのように捉え、対応されるのか伺います。

(4) 通学路の安全確保について。少子化により3小学校が統合されますが、ポロト公園通りの踏み切りの対応策について伺います。また、国立博物館のオープンもあることから踏み切りの改修について考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 少子・高齢化における地域の課題と対策についてのご質問であります。

1項目目の「地域公共交通対策」についてであります。

1点目の「交通手段の確保」につきましては現在、白老町では「元気号」を運行し、町民の買い物、通院などに利用していただいております。

また児童・生徒の通学については、萩野・竹浦・虎杖中学校の統合に合わせ竹浦・虎杖浜地区からの通学手段としてスクールバスを運行しているところであり、今後、社台・白老・緑丘小学校の3小学校の統合におきましても、社台地区からスクールバスを運行する予定であります。

しかし、これらのバスの運行では十分ではない交通弱者が存在し、その方をどのように救済するかが課題となっていることから、今後町内事業者やNPO法人などを調査し、運輸局などの関係機関とも協議を行い、交通手段の確保対策を進めてまいります。

2点目の「元気号のダイヤ改正」につきましては、先般「白老町地域公共交通活性化協議会」におきまして改正案が承認され、現在事業者が運行変更申請しておりますが、事前協議におきまして許可まで3カ月程度の期間が必要であるとされていることから、12月の改正を予定しております。

2項目目の「買い物支援」についてであります。

町内の生活協同組合やコンビニエンスストアなどのチェーン店では、買い物の宅配サービスや移動販売を提供するほか、福祉事業者などでは配食サービスが実施されております。

今後の対応策としましては、地区コミュニティ計画の項目にもあるように、地域みずからが取り組みを検討するほか、今年度北海道の交付金事業として実施する「集落生活支援複合サービス推進事業」で買い物支援と安否確認の複合サービスを実施することとしております。

3項目目の「高齢者支援」についてであります。

本町では年々65歳以上の人口が増加しており、それに伴い地域によっては単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者世帯が増加している中、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、まず生活支援サービスの充実が喫緊の課題として捉えております。

現在、高齢者生活支援はNPO法人が実施していますが、地域の実情を勘案しますとまだ不足しているのが現状であります。

そのため、今年度に「白老町地域包括ケアシステム構築検討会」を設立し、その中で「医療と介護の連携検討部会」「介護予防検討部会」「生活支援・住まい検討部会」の3部会と行政内部に庁

内検討会を立ち上げたところです。

今後、各関係機関・団体・民間事業者・NPO法人の各委員や、行政と連携し協議検討を重ね、地域課題の解決に向けて必要な資源開発などを目指し推進してまいります。

4項目めの「通学路の安全確保」についてであります。

3小学校統合に伴う統合準備委員会において、当初は踏切横断箇所として、役場前の陣屋通り跨線橋とポロト公園通りの踏み切りの2カ所として協議を進めてまいりましたが、ポロト側の踏み切りについては、コープさっぽろ白老店東側通路の交通安全上の懸念及び通学距離の観点から、白老駅跨線橋を渡るルートに通学路を変更し、駅北の環境整備などの安全対策を進めることとして統合準備委員会の了解を得て準備を進めているところであります。

また、国立博物館の開設により踏み切りの利用者は増加すると捉えております。このことから踏み切りの改修等については象徴空間周辺整備事業の全体を検討する中での課題と考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） まず地域交通についてお伺いいたします。虎杖、竹浦・萩野の3中学校の統合、またそれから28年4月から白老小学校、社台小学校、緑丘小学校の統合、このような形になっているのですけれども、スクールバスの通学ということなので、これらの生徒が緊急時にすぐ駆けつけなければならないような事態になったとき、それに駆けつけることが困難な家庭もあると思います。母子家庭などで自家用車を持っていないとか、運転できないとか、そのような世帯数の調査をして、このような児童生徒に対しての困っていること、またその対応策をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） スクールバスの関係ですけれども、今、白翔中学校で実際やっているのですけれども、緊急時といってもさまざまあると思うのですが、通常、基本的にはバスが故障だとかという場面がない限りは送るということではしています。日中ですと連絡が取れないとかという場合もありますので、そういう場合は学校のほうで対応するとか、学校で待ってもらおうとか、そういうような対応になるかと思っておりますけれども、実際そういうことはあまり今までなかったものですから、そういう形で考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 私はスクールバスというのは、やはり親にとっては遠いところになってしまうわけですから、だからといって皆さんが皆さん車を持っているわけではない。そうなってきたときの、病院に行かなければいけないとか、家族が駆けつけなければならないとか、いろいろな事態になったときの世帯数をきちんと調査して、その人たちに対するケアをどうするかということを中心にまずは検討して、対策を考えていただければと思います。やはり親御さんにとっては大

事なお子さんたちを安心して預けられる、何かのときにきちんとした体制をとっていただけるということがスクールバス通学の安心感というのですか、そういうものだと思っていますのでお願いいたします。

2点目にお伺いいたします。「元気号」バスの改正についてなのですが、説明会の際に、車や足の確保ができなくて乗りたくても乗られない。また、その説明会に来たくても来られないという声がありました。「元気号」の乗車ができない理由を調査すると以前に言うておりましたけれども、調査内容を説明してください。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今回7月に「元気号」の今回の改正につきまして住民説明会を3会場で行わせていただきました。その中で会場まで来られない方等についてもご要望がありまして、バスの運行ができないのかといういろいろな要望がありましたが、なかなか難しいということでご了解いただきまして、改正につきましては出前講座等で対応させていただきますという旨も住民説明会とか電話等で来られた方につきましては、いろいろとご説明をさせていただいております。なかなか「元気号」に乗れない方がどのような方がいらっしゃるかというのは、調査する内容といたしましてはなかなか難しい部分がありまして、実際のところまだ調査には至っておりません。ただ、今後行われるようないろいろな、先ほど答弁のありましたような形の中でいろいろな検討部会等の中でもいろいろな意見が出されると思われまますので、そういう中でも乗れない方がどういう方がいらっしゃるのか、そういう形でも把握をしていきたいというふうには考えてございますが、やはり、一つ考えられるのは、高齢化が進んでご自宅からバス停までなかなか行けないというような方が以前に比べれば多くなったというふうには当方も考えております。ただ鉄北地区につきましてはフリー乗降というような形である程度バスの通っている路線まで出てきていただければ乗れるというところもあるのですが、そこまでも来られないという方が多々いらっしゃるというのも当方では思っておりますので、その対応というのはなかなか難しい部分がありますが、乗れなくなったという方は主にそういうバス停、もしくはバスの通路、そちらまで来れなくなった方が多々いらっしゃるというふうにご考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 私この問題もうしつこいくらい質問させていただいておりますけれども、自家用自動車を持たない世帯がどの程度あるのか、実際に調査するべきだというふうに何度も質問させていただいたのですけれども、実際にそれらの調査をした中で何が一体課題なのか、そういうものが調査しないで見えてくるのですか。ただ担当者だけでこうではないか、ああではないかと想像しても仕方ないので、本当の実態把握というものを早くしないと、これから質問させていただこうと思っておりますデマンド方式とか、過疎地運送とか、実際にそれらを展開するときに、きちんとした調査内容が基本となってそれらをどうするべきかという議論になってくると思うのですけれど

も、なぜきちんと調査をしないのか、その辺お考えをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今、自家用車をお持ちではない世帯等の調査ということになると、全世帯に対してどういう形でやるべきなのかというのは1番問題であると思います。その中で職員が全世帯回ることもできません。そういうことで自家用車をお持ちではない世帯、そういう調査というのがなかなか進んでいないというのが現状と考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 話が飛んでしまうように思うかもしれませんが、実際に白老町の中で集落支援員とかそういうものを考えられているのかどうなのかということなのです。やはりこういう問題のために集落支援員というのがあるのではないのかと私は思っているのです。実際に集落支援の方々と一緒に地域公共交通を考える仕組み、そういうものもきちんと考えていくべきだと思うのですが、そういうようなものも活用する考えもなく、ただ自分たちだけで職員だけでやっていくのは難しいとってしまったら、何かもうちょっと対策というものを考えていただけないかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（山本浩平君） 町側の答弁願います。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 担当だけではできないということですのでという答弁をさせていただきました。今、西田議員のほうから集落支援員とか、地域担当職員等いろいろ調査する必要があるのではなかろうかというようなことをご提言いただきました。これにつきまして、今後、公共交通の中で考えていくということになると思われますので、それについては検討課題という形にはなろうかと思いますが、調査方法等も含めて一番いい方法がどういうものなのかというのは考えていかなければならないというふうには思っております。ただ、それを今後「元気号」だけではない公共交通というような形の中で生かすものが出てくるということになると、そういう調査についてはやる必要があるというような形で、地域公共交通を担当しております企画課のほうとも連携しながら検討はする必要があるとは思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 検討ではなく、ぜひ町民の感じている実態を理解するためにも調査していただきたいと思います。この地域公共交通についてなのですけれども、実際にこの地域公共交通困っている方々にとってはどのような問題があるかということ、日常生活に必要な食料品とか日用雑貨品、また、買い物へ行くためにまずは金融機関に行かなければならない。また、郵便局で年金を引き出しに行かなければならない。このような方々が非常に多くなってきている。また、役場にもいろいろな手続きに来なければならぬ。その方々の多くがドア・ツー・ドアでなければ困る人が

出てきております。このような方々、つまり車からの乗降するときには介護を求め人が多くなっているのですけれども、介護保険外の移送サービスではこれをやっている福祉有償運送などでは経営が非常に難しい、厳しい。実際に運賃は1キロメートル100円で走行距離分が請求するということになっています。ですから例えば白老町から苫小牧の病院に行くとなると約24、5キロありますので、往復すると5,000円前後になります。しかしながら、町内での買い物をする、金融機関に行きたいとなった場合はわずか300円か500円程度になってしまう。非常にサービスの需要は多いのは聞いておりますけれども、今後需要が高まると予想される中で「元気号」のバス停までも行けない高齢者の方々が、この人たちを今この移送サービスで補完しているのですけれども、こういう人たちの事業者についてどのように町として考えているのか。この運営について町としてどのように対応を考えられるのか、ここをお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今お話ありました福祉有償運送のほうでございますが、これにつきましては、一定の条件のある方が対象となっているサービス事業でございます。介護認定を受けているとか、障害の認定を受けているとか、そういう条件のもと、1キロ100円というような形で利用していただいております。これにつきましては、そういう決まりの中でやっていることで、今、それ以外の方の一般的な町民の方がこれを利用できることにはなっていないことから、やはり今白老町であります「元気号」、もしくは通常のタクシー、そういうものを利用していただいて、金融機関、役場、そういうところに、ご利用いただくという形で今は対応をさせていただいております。この福祉有償のサービスにつきましては、中の条件というのが決まっているものですから、それを拡大するというわけには今のところ考えてはおりません。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 介護保険サービスでは買い物と一緒に行かれないというのは、私も制度上はそういうふうになっているというのは聞いております。しかしながら、福祉有償運送とか介護サービスというのは、介護認定を受けている方々が使えるのであって、一般の人たちが使える輸送サービスではないというふうに思っておりますけれども、この方々、もう介護認定されている方々、そういう高齢者の方々がふえている中でこういう人たちをどうするのですかということを私は聞いていたのであって、また、この事業をやっている方々も、その介護認定を受けている方々を介護タクシーとか、福祉有償運送の事業者の方々が一生懸命やっているのだけれども、それでは運営が厳しいです。実際に今後こういう障がい者とか、高齢者たちのニーズ調査、そういうものをきちんとしながら、今後白老町においてそういう公共交通というか、地域の福祉とか、そういうものを考えたときにまずここが1番ネックになってくるのではないかと。これを議題にしてきちんと対応できるようなことをしていかないと、いつまでたっても白老町民の公共の足というか、そういうものが確保されない。白老町は交通が社台から虎杖浜まで非常に長い地域であって、普通のまちよりも

細長いところがいいところでもあり大きな欠点になっています。やはり、こういう人たちのところにきちんとした対応するために、こういう町内業者と定期的に懇談するなり、そのようなことをしない限り課題の解決策はないと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 福祉有償の関係でございます。これにつきまして年1回ですがやっていただいております事業者といろいろ協議をさせていただいているわけなのですが、実態としては事業者さんがお持ちになっている車両、それに基づく人数、そういうもので登録されているものについての実態、そういうものは聞いてはございますが、なかなかやはり西田議員おっしゃるとおり、それだけの経営ということになると難しい部分というのは聞いております。ただし、そうなりますとまた今度事業者さんが車両登録の台数をふやすとか、そういうことにつながっていくわけで、それにつきまして事業者さんがいろいろと負担が大きくなる。ただ、それを町として助成とかそういうことについてできるかということになると、それもまた難しい課題という形になりますので、やはり事業者さんが福祉有償という形の中で、できるだけ今持っている台数の中で利用をさせていただいて活用していただく、そういう形をとっていただきたいというふうにご考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 戸田町長、今の答弁でよろしいのでしょうか。戸田町長のお考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） いろいろ高齢者、これからふえていきますという、これからの社会を考えると、やはり高齢者をどう支えていくかという課題は、この交通に限らずいろんな形であらうかというふうに思っています。その中で先ほど答弁したとおり、地域包括ケアシステムの検討会の中で、いわゆる生活支援という部門の中で、いわゆる高齢者の足をどうするかというようなことをもう少し深く検討していこうというような形で押さえておりますけれども、今、西田議員が言われている部分のいわゆる生活支援、高齢者の足という部分ですけれども、確かに福祉有償の今の事業者、これで全てのもが解決しているのかということとなかなか難しいこともありますし、それから福祉有償バスの事業体系といいますか、そこら辺も実際に運営していく、経営していくというのは厳しい部分もあるのかというふうに思っています。今、現行の中で「元気号」を出していますけれども、先ほどのご指摘のとおりなかなかバス停まで行くのに困難、あるいは時間帯で困難、現実的にはそういうこともあるのかというふうに思っていますけれども、そういう中ではデマンドバス、これが一つのまた違う方法として実際にはやっているところもありますので、そういうことができるのかどうかということもご指摘のとおりだというふうには思っております。そういうことを踏まえて、今後、今の現状は現状の中の不足している部分、ここについてはいわゆる先ほど言いましたケアシステム検討会の中で十分検討していきたいと。行政のほうも内部で検討会を立ち上げていま

すので、その行政の分野でわかる部分と、それから実際に町民の方も検討会の中に入っていますので、高齢者の方も入っておりますので、そういう中では十分そういう課題を出して、それをどう対応できるかと十分検討していきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） この問題は次の買い物支援策にもつながっていくと思うのです。白老町はこのまちに住みたいと思っても、実際に交通の便が悪かったらやはりもう車を手離れた時点で交通の便のいいまちに住んでしまう。それしか手がないような状態になってしまったらやはりどんどん人口減少が続いていくと、私はそういうふうに思っております。そういう危機感の思いで質問させていただいているのですけれども、次の買い物支援ですけれども、まず買い物支援サービスで町が把握しているどのようなものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 町内の買い物支援サービスでございますけれども、まず民間で行っております生協での宅配サービスだとか、「カケル」といって自宅まで商品売るサービスということだとか、あとは本町にある「くまがい」商店のほうでは運行バスを出して買い物支援サービスを行っているということをお聞きしております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 買い物サービスについては、買い物の同行、一緒に買い物についていく形、福祉有償サービスなんかと乗っていく形、それから買い物の代行、配達、スーパーくまがいさんとか、あとそれから買い物したものを配達していただけるサービスとか、あと移動販売とか、いろいろな形のものがあると思うのですけれども、買い物支援については、集落ごとに単身高齢者、高齢者のみの世帯、日中単身高齢者の状況確認とか調査が必要だと思うのです。集落ごとなのですね。やはり、すぐそばに例えば生協とか、スーパーくまがいさんとか近所にお店があるところに住んでいる方というのはいいのですけれども、そうではない地域に住んでいる方々に対する買い物支援のニーズや課題の把握と解決策をどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。これは福祉課ばかりではなく産業振興の部分からもお伺いします。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 集落ごとの独居世帯だとか、または65歳以上の世帯状況の関係でございます。今年度住民基本ネットワークを使って各地域の高齢者の世帯を把握できるようなものを今システムの整備しているところです。まだ完全ではないので。また民生委員のほうは2年に一度ですが70歳以上の独居高齢者の調査、または75歳以上の夫婦世帯の調査をしているところがございまして、そのあたりを総合的に見て実態的に押さえることは可能というふうに考えています。ニーズの関係でございますけれども、実態的な形は先ほど答弁いたしましたとおりに、地

域包括ケアシステム構築検討会のそれぞれの部会、または行政の内部の担当部署と連携しながらニーズ的なものは押さえていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 買い物サービスの実態というところでの私どもで押さえている状況でございますけれども、先ほど宅配サービスの話、生協さんとか、スーパーくまがいさんのお話出ましたが、萩野地区のバルクマートさんの中でもそういった宅配サービスも行っている実態も押さえています。また虎杖浜地区のほうで残念ながらちょっと廃業された事業者さんもおられまして、その中では町内事業者同士でそういった困っている方をケアする上できちんと引き継ぎを受けたりして、可能な限りそういった集落で買い物が困っている方は民間同士でやられている状況もあるということで押さえております。またこういった話につきましては包括ケアシステム、私どものセクションもそうですし、商工会のほうも関係しながら対策を全町的にいろんな視点で考えていかなければいけないと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 包括支援システム、そちらのほうで実態調査とかいろいろ調べられるということなので、住民基本ネットワークシステムを使ってということなので、そちらのほうはきちんと調査していただければと思います。その中でやはり買い物ということになってくると、これは経済産業省も随分力を入れていまして、買物をしてくれる方々がいなくなってしまうと地方が疲弊してしまうと。やはりその経済が立ち行かなくなってしまう。そのような危険性を経済産業省は指摘しているわけなのです。特に高齢化社会や過疎化などの社会情勢の大きな変化に伴い、お店や交通機関など日常生活に不可欠な生活インフラが弱体化して、これが住民ニーズに地方自治体が応えるのは難しい状況にまでなってきていると。そこまでこれは経済産業省がこうやってホームページでいってはいるのですけれど、だからといって地域の私たち自治体のものがそれを手をこまねいて見ているというのは違うと。やはりここでもともと商売をやっている方々、事業をやっている方々が立ち行かなくなくなって廃業してしまうのではなくて、やはりこれを一つのビジネスチャンスと捉えてきちんとビジネス化していくということが大事だと思うのです。その中でどのような高齢者などと、そういうような方々にサービスを提供していくか。これをどのような形の中で実現するかというためにはいろいろな補助制度があると思うのですけれども、それを事業者を提供し、事業者とそういうような具体的な話し合いをされているかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 買い物サービスのビジネス化への補助制度があるかないかと、そういう質問だと思います。本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 現状での捉えでいきますと、この問題に関しましては大きいくりで人口減少の問題から、それぞれ地域コミュニティの低下、そういった部分での、それからそういったサービスが提供できなく需要がなくなったことで事業者が廃業してしまうという流れの中

での状況でございます。残念ながらそういった経済産業省なりのサービスは若干ですけれども押さえてはいるのですが、なかなか商工会と我々と町のほうでも組み立てる上できちんと形上、検討はしていったもののそういった活用までの協議には発展していった状況でございます。今後としてはそういう捉えも、先ほど来言っているとおり包括ケアシステムであったり、いろんな各種メニューの活用は検討していかなければならないかと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 答弁の中で集落支援複合サービス推進事業は買い物支援と安否確認の複合サービスを実施することとしておりますと、こういう答弁いただいているのです。私はやはりそれが大事だと思っております。特に今社会福祉協議会で行っている配食サービス事業とかありますね。ああいうものを町の補助金を出してそういうことをやってもらっているのですけれども、実際にその配食サービス事業を町内の事業者へ委託する、そうすることによってその事業者がそれだけの仕事があるわけですから、同じ補助金をいただきながら、国の補助金とかそういう制度を使いながら、なおかつ白老町からの持ち出ししている部分、その部分を補助することによって事業が立ち上がっていくのではないかと思います。これは大事なことだと思っております。そこがまずできないと白老町の商店がなくなってしまうたら本当にその地域の人たちが困ってしまう。やはりそこをきちんと守る対策ということでも必要だと思うのですけれども、その辺の考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 今買い物支援の関係の議論でありますけれども、確かに経済産業省をはじめ、北海道でも人口減少問題について長らく取り組みをしてきておまして、本年も取り組み指針というのが出されました。その中での買い物の利便性の確保ということで、関係者の連携によってそういう宅配だとか移動販売だとか送迎バスといったものの促進、または集落生活でのサービスの持続ということで市町村の連携でモデルづくりを進めるという指針に基づいて、今おっしゃられました集落生活支援複合サービス推進事業交付金というものを立ち上げました。その情報をいち早く捉えまして町内のNPOですとか社会福祉法人と組みまして、今回の交付金に申請を行い、このたび採択されたということになっております。このサービス内容は従来からやっているサービスに加えて、買い物の支援及び安否確認という複合のサービスを提供することで、北海道から100%の補助を受けられるということで、現在その事業化に向けて取り組みを進めております。ですから、先ほど来、ちょっと町としての取り組みとか調査は進んでいない中にあっても、このような情報を得て、いち早く事業化しようという取り組みには努めております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 私は素晴らしいことだと思います。やはり補助金100%で採択されるということが、白老町の持ち出しなしでこういう事業者の方々と一緒にいいまちづくりをしていける。

これは白老町民にとってはうれしい話です。やはり事業者にとってもうれしいです。やはり町がこれだけ努力して頑張ってくれて我々事業者のことも考えてくれているのだ、ぜひ頑張って成功させていただきたいと思ひますし、町民の皆さん方にもぜひこうって利用していただけるような、そういうような工夫もこれからぜひしていただければと思ひます。

次、高齢者支援について伺います。独居や老老介護の極端な例が孤独死、または独居死、そのような状況になると思っております。ここ10年どのくらいの件数があるのか、伺います。またこの孤独死の内容、どのような世帯で、どのような状況で起きているのか、お伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 今のご質問にお答えいたします。ちょっと前段でご説明させていただきましたのは、消防本部としては高齢者介護課と連携をするために、現場に赴いた救急隊員が現場の状況で把握しているものであります。その数字だということをお話させていただきたいと思ひます。今10年と言われましたが、当消防本部がスタートさせたのは、平成22年からなのでそれ以前のデータは消防本部としてはございません。数字的なものをお話させていただきます。平成22年は7人、平成23年は3人、平成24年は10人、平成25年は6人、平成26年は7人、平成27年は今現在で3人ということになっております。おおむね8割以上が一般住宅、残りは町営住宅となっております。救急隊員としては、現場の周囲の状況、町内会長さん、周囲の方々のお話を聞いて孤独死という判断はしています。ただ、孤独死といっても言葉的には今一般的には孤立死と孤独死という二つの用語が使われておりますが、救急隊員はその判断はできませんので、一つのくくりの中で孤独死という表現をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） つけ加えて、世帯の状況等でございますが、今中村消防長がお話したとおり独居高齢者の方が多いということと、中には介護保険のサービスを使っている方もいらっしゃいます。特に地域との関係性が希薄な方が多いというふうに考えられております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

[7番 西田祐子君登壇]

○7番（西田祐子君） 孤独死の方々が結構いらっしゃるというのが、ちょっと正直言って中村消防長からの報告を受けましてびっくりしたのです。その中で8割が一般住宅、つまり一戸建ての住宅なのだろうと想定するのですけれども、その中でお一人で亡くなられていたときには本当に近所の方が気がつかないというような、こういうような中で、反対に田尻高齢者介護課長がおっしゃったように地域との関係性が希薄だという方々については、国とか、関係団体では、必要な支援を拒否したり、孤立死のリスクについて自覚がない傾向にあると、行政は各担当課が持つ情報でその共有が必要であるというふうに言っているのですけれども、どこが中心となって誰が主務者となって体制と担当課を整備されていくのか。その仕組みづくりと、また、今後それにかかわる形の中

でやはり孤独死ゼロということをきちんと目指してやっていくための意識、その方々の意識の共有というのですか、町内会も含めて、そういうところをどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 孤独死、孤立死のゼロを目指したいということで、原課のほうでも昨年度、高齢者、障がい者、子供たちを地域で見守るための地域見守りネットワークを立ち上げたところがございます。ただゼロというのは本当に不可能で難しい問題というふうに捉えております。というのは突然死ということも訪れます。高齢者の方は、特に年齢の高い方につきましては、心臓疾患で突然死ということもありますので、ゼロはなかなか難しいですけれども、昨年度そういうふうにネットワークを立ち上げたところで、地域や事業者、各関係機関と今回は 52 団体協定書を結んだ中で、何かその地域の方、その関係者の方で地域住民の方で何か異変がありましたら情報をいただくということと、それに合わせて昨年度行政の内部でも高齢者にかかわるところの部署 13 カ所と連携会議を開いて、今後さまざまな部署でもそういうご心配な方がいましたら、うちの課に連絡をいただきながら、連携を取りながら対応するという仕組みをつくっております。

○議長（山本浩平君） 7 番、西田祐子議員。

〔7 番 西田祐子君登壇〕

○7 番（西田祐子君） 孤立死、孤独死がゼロになるようにぜひお願いしたいと思いますし、また関係を持っている方々がやはりこういう孤独死のリスクについてきちんとした自覚を持っていただいて、それを町民の方々皆さん共有していただけるようなそういう体制をつくっていただきたいと思えます。

暗い話ばかりになってしまいましたけれども、次は通学路の安全確保についてお伺いいたします。緑丘小学校へ通う児童、それが来年の 4 月から 3 小学校が統合されることになって、白老駅と白老駅前というのですか、駅横というのですか、その歩道橋と役場前の歩道橋、これを通学路に変更しますというふうになっているのですけれども、日の出地区のほうの児童は何名いるか把握されていますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 日の出地区、町内ごとの人数は今手元に把握しておりません。確認すればわかるのですけれども今のところちょっと把握しておりません。

○議長（山本浩平君） 7 番、西田祐子議員。

〔7 番 西田祐子君登壇〕

○7 番（西田祐子君） ぜひそれはきちんと把握していただきたいと思えます。それからこの通学路の問題のほかに通学しない、夏休み、冬休み、春休み、土日、子供たちの行動範囲が非常に広くなると思うのです。学校が統合されることによって緑町の人と白老町の大町の人が行ったり来たりする。東町の人と行ったり来たりする。段々高学年になると自転車とかで行ったり来たりする。線路を越えて移動するということが予想されます。どのようにその安全策を確保されるのか、伺い

ます。

2点目が、ポロト公園通りの踏み切りの歩道部分が非常に狭いのですね。商業施設の歩道の部分も出入りがある、ここを通らないようにするとは言っていますけれども、根本的にはそのポロトのところの歩道の部分ですか、やはりきちんと広くしなければ、悪いのですけれども、ここは中学生も高校生も一般の方々もみんな通っていますね。そこを根本的に解決する考えはないのか。まずは通学路の安全確保と子供たちの自転車での移動の安全確保ということも考えてお伺いします。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） まず先ほどの日の出の人数ですけれども、把握はしていますけれども今数字がないので後で連絡いたします。それと自転車の往来だとかという部分で踏み切りの部分で安全対策ということで、今、統合準備委員会の中では、自転車通学自体はちょっと当面はしないということで話していきまして、放課後家に遊びに行くとかというときにどうするかというところまではまだ正式には決まっていらないのですけれども、いずれにしても放課後ずっと例えば人を立たせるだとかということとはなかなか現実的には難しいと思いますので、そういった部分ではうちのほうで環境整備としてできるのは、今歩道橋の部分の改修もしていますけれどもそういった部分と、あとできれば踏み切りの拡幅ということも視野には入れているのですけれども、なかなか現実的にはJRとの協議ということと、踏み切りがなかなか本来踏み切りというのは平面交差ではなくて、下を通したり、上を通したりということの形がということで、なかなかJRの持っている法律上の関係もできないというような協議もありまして、拡幅はしたいという思いはありますけれども、その辺は今後もJR等のほうにも要請していかなければならないというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 統合にかかわって子供たちの放課後の行動範囲が広がると、それにかかわっての対応がどうなのだというふうなことの1点目なのですけれども、教育委員会としましては、登下校についての安全保障は学校に通わせなくてはならないということで、それは十分考えた措置をとります。ただ、放課後、休みの日だとかの子供たちの行動そのものについては、やはり学校も責任を持って指導はきちんとしなければならない。だけれどもそれだけではなくて家庭も含め、それから地域の見守りも含めてそのところは安全対応について子供たちが自覚的に、要するに交通安全ルールを守りながら行動してもらうような指導はしていきたいと思っております。

ポロトの踏み切りのことにつきましては、今、高尾学校教育課長から説明がありました。その中で、確かに今後の本町の象徴空間の件も含めましていろいろと検討しなければならない部分はあるかと思えます。ただいま通学路としての押さえは持っておりませんので、中学生が何人か見ているとあそこを自転車で通っているだとか、それから高校生も確かにおります。そういう中での踏み切りの横断の仕方については、先ほど前段で言ったような指導を各学校の中において、または家庭の指導の中で進めていかなければならないと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 今、古俣教育長のおっしゃったように、ぜひ子供たちの交通安全という観点からそういう対応をしていただきたいと思います。また行政も高速道路を利用する、例えば観光バスとかレンタカーとか乗用車も随分ふえてきます。そうなってきたときに子供たちの、確かにアイヌ民族博物館国立化に向けては非常にありがたい話なのだけれども、その反面また子供たちの交通安全についてもぜひきちんとしていただければと思います。次に移らせていただきます。

○議長（山本浩平君） ここで暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 前 10時55分

再 開 午 前 11時04分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先に先ほどの日の出関係の数字のほうがあります。高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 申し訳ございませんでした。先ほどの日の出の児童数については34名、中学生の生徒については18名ということでございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 2点目の地域コミュニティ対策・地域産業の振興についてお伺いいたします。

（1）コミュニティ機能の弱体化と人材の確保について。

昨年9月の大雨災害を教訓に、災害時の地域コミュニティ連帯が非常に重要と感じましたが、災害に限らず人口減少集落の課題に対する対策の考えを伺います。

（2）移住定住支援について。

地域コミュニティの人材確保、地域の活性化に向け支援を行うべきと考えますが、現在の受け入れ体制、近年の実績、今後の取り組みについて伺います。

（3）産業・担い手支援について。

①産業の維持に関し、後継者、担い手がない問題や1次産業の経営難の問題、耕作放棄地の問題など、どのように捉えているか伺います。

②平成25年度の「白老町観光連携型6次産業人材育成事業」の失敗を教訓として今後の取り組みについて伺います。

（4）空き家対策について。

①空き家、空き店舗を活用し、地域の活性化を図っていくことが期待されていますが、対応策について伺います。

②公共施設など町が管理している建物で、老朽化等の理由により未利用となっている物件、戸数、管理経費（保険料を含む）とその対応について伺います。また学校の廃校についてはどのような

機関で協議し、決定してきたのか伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 地域コミュニティ対策・地域産業の振興についてのご質問であります。

1 項目めの「コミュニティ機能の弱体化と人材の確保」についてであります。

人口減少集落の課題につきましては、特に中心市街地から離れ、高齢化などにより世帯が減少している集落が増加傾向にあります。区・丁目単位で集落とした場合に町内には 103 の集落があり、高齢化率 50% を超える集落は 16 の集落があって全体の 15% に達しております。

特に災害時には地域コミュニティ内の協力と地域の連帯をつかさどるリーダーとなる人材が重要となりますが、一方、人口減少により家屋が点在化してしまうことが課題となります。

災害対策としましては危険箇所などのパトロールや見守り体制の強化、平常時から町内会単位で防災対策の意識醸成を図ってまいります。

2 項目めの「移住定住支援」についてであります。

本町の移住定住支援事業につきましては、18 年度からの取り組みにより、完全移住者は 90 世帯、297 人の実績となっております。

また 22 年度には官民の連携等を強化するため、しらおい移住・滞在交流促進協議会を設立し、効果的なワンストップ窓口サービスを目指し、多様なニーズに対応できるように受け入れ体制の充実を図ってまいりました。

今後の取り組みといたしましては現体制を継続しながら、不動産情報の充実や移住者の働き先の紹介等の情報収集とプロモーション活動を強化してまいります。

3 項目めの「産業・担い手支援」についてであります。

1 点目の「産業の維持、後継者問題」につきましては、1 次産業の担い手として後継者がいる戸数については個別農家は 25 戸中 7 戸であり、漁家は 164 戸中 20 戸と把握しております。特に 1 次産業の安定した経営には従事者の人材確保が重要であり、その他サービス業等でも売り上げが低迷していることなどで、産業全般にわたり後継者や担い手不足が大きな問題であります。

また農業及び漁業では経営規模によりばらつきがありますが、経営悪化による離農や廃業は発生していないものの、一部では年収が低い状況にあると捉えております。

耕作放棄地につきましては、本町では今のところ発生していない状況であり、今後も新たな農業の取り組みを含め有効活用を図ってまいりたいと考えております。

2 点目の「白老町観光連携型 6 次産業人材育成事業」につきましては、北海道の起業支援型雇用創造事業として単年度事業で実施したものでありますが、生産者が主体となって町内事業者と連携し、商品開発等に取り組んだことから、本町の特性を活かした観光連携機能が向上したものと捉えており、今後の取り組みといたしましても 1 次産業の強化を図るために 6 次産業化の支援に取り組んでまいります。

4項目めの「空き家対策」についてであります。

1点目の「空き家・空き店舗の活用及び対応策」につきましては、空き家対策は本年5月に「空き家対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本町といたしましては適正管理を推進するためにも空き家の利活用等の対策を検討してまいります。

空き店舗の活用は、商工会や関係組織と連携し、実態把握等の調査を検討しており、引き続き実効性のある対応策を進めてまいります。

2点目の「公共施設などの未利用となっている物件、戸数、管理経費と学校廃校についてはどのような機関で協議、決定してきたのか」につきましては、未利用の行政財産は公営住宅74戸、職員住宅22戸、教員住宅2戸、旧社台公民館、旧給食センター、森野ふるさと体験館、旧竹浦小学校を管理しているほか、普通財産は旧教員住宅2戸、旧森野福祉館、旧幌内会館があります。

管理経費は火災保険、周辺の草刈り費用等を含め約30万円になっております。

どの施設も建築年数が数十年を経過し老朽化が著しい状態であるため、用途廃止をする状態に至っており、解体につきましては「公共施設等総合管理計画」で解体年次や財源確保について検討してまいります。

次に学校の廃校につきましては、これまでも教育委員会と保護者、地域との統廃合にかかわる協議において判断し、学校設置条例の一部改正議案の可決によって最終決定するものであります。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 地域コミュニティの弱体化と人材確保についてということなのですが、103の集落があつて、高齢化率が50%を超えている集落が16あると。白老の大町商店街もその中の一つなのかと私はそういうふうに捉えております。実際に事業をやられている方々とか、住んでいる方々が田舎とは限らないのですね。こういう実態が私はあると思っております。その中でまず1点目、災害のときの対応についてお伺いいたします。こういうコミュニティ機能が弱体化してくると、やはりいざというときに1番大変だと思っております。昨年も飛生、萩野石山地区では大雨により道路の寸断で住民の方々が避難され、そのときに非常に情報が少なく大変だったと聞いております。そこでお伺いしたいのですけれども、いろいろなことはやっはいるのですけれども、そのいざというときに役場内での情報共有と判断のスピード、それが結局各町内会への伝達スピード、速いか遅いか。それによって地域の方々の情報が的確に一人一人に渡っていったのか。これは1番最初に役場から早期に情報提供しなければ全てが遅くなってしまうと思うのですけれども、その辺の対策はどうなのかしらと思います。というのは、昨日も確か大雨が降って、確か栃木県のほうだと思いますが特別警戒警報、白老町も昨年は確かその特別警戒警報が4回夜中に出たと思っております。これからの時代は今までと違ったものが次から次と出てくる中で、元気な人たちばかりではない、高齢者が多いと、そういう中でどうやって住民を救うかということが大変になってくると思いますので、その辺役場の初動体制についてどうなっているのか、お伺いします。

○議長（山本浩平君） 小関総務課危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 防災の関係なので私のほうからお答えさせていただきます。災害時の防災対策ということなのですけれども、私どもとしては、すぐ連絡本部ですとか、または警報となりますと対策本部を立ち上げるのですけれども、そういった中で我々のほうは各気象庁ですとか、道ですとか、振興局とか、そういうところから情報は集めます。それに伴って建設課のほうでも随時パトロールいたしますので、そういった庁舎内では情報の共有というのは今のところはきちんと取れているかと思えます。問題としましては、その情報をいかに町内会の方々、今災害になりそうなところにいる方々に伝えるかというのが大きな問題だと思っております。その中には我々がしいれた情報をいち早く町内会長等には電話で連絡するような形にしております。それと伴いまして本当に警報が出て危ないというときには行政無線、そちらのほうでお知らせするとか、または地域のエリアメールあるのですけれども、そちらで情報を流すとか、そういった中で我々がしいれる情報をすばやく伝達するというようなことはやっています。また、町民の方々におかれましては、まずはテレビですとか、ラジオ等も注意深く聞いていただければよろしいかと思えます。我々の本部を立ち上げますと新聞記者の方々ももう詰めて行政のほうに入りますので、その方々についても適時、私どもに入った情報を伝えておりますので、そういった情報はラジオ等を通して町民の方々へもいっているということで、我々としてはなるべく入った情報については中身を分析して危ないところにはすばやく伝達するといったことには心がけているつもりでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 危機対策室は一生懸命、去年もされていきました。私はそのことは非常に評価するし、また、それまできちんと構築されてきたことに対しても私は敬意を表したいと思っております。しかし、問題はそういうものがありながら、役場庁舎内では対策会議が一体何時に開かれたのかといったら午前6時と、確かそのころに聞いております。実際に私もそうなのですけれども、正直言って役場に電話をかけてもつながらない。やはり災害というのは突然やってくるものですから、私はそこが問題ではないかと今聞いているだけの話ですから、そののところもっと早く、危機管理室はやっています、現場も人たちも一生懸命動いています、消防も走っています、そこは一生懸命やっているのだけれども、その情報をすぐ逃げてくださるかという情報を、どこを避難場所にしますという情報をいち早くお伝えする、それが遅いのではないのと、それが大丈夫なのと、それを聞いているのです。正直言って去年の大雨のときも想定していなかったと思うのです。だからあちこちで川が水があふれてきた状態になってきてしまっ、町民の人たちも実際にはテレビでは言っているのだけれども自分たちがどういう状況なのか、それが見えない、わからない、それを知りたいと思って連絡しても連絡がとれない。やはりその辺が大事だと思っております。その辺についてのお考えを伺います。それはすいません、責任者である理事者のほうにお伺いします。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず災害時の体制ということでは、先ほど小関総務課危機管理室長が答弁したとおりの体制を組んで情報を把握し、その情報に基づいて本部会議も開いた中で速やかに情報を流すというような体制をとっておりますので、昨年もいろんな大きな災害といますか、突発的な災害も起きましたけれども、自分たちで言うのもあれですけども、そういう体制自体は速やかに取れたのかというふうには思っております。ただ、今ご質問の中で役場に連絡しても電話がつかないというのはどういう状況なのかというのはちょっとわかりませんが、一般的に考えればそういうことはないのかというふうには思っております。ただ言われるようにその情報を、やはり住民への情報が少ないとか、どう行動を取ればいいのかというような不安にならない前に情報を流すというふうに心がけていきたいというふうに思っています。昨年も短期集中豪雨というように、こちらのほうも従前にはない災害の中で対応が遅れた部分が、情報の発信が遅れた部分があるかもしれませんが、いわゆる避難情報だとか、それにつきましては当然広島的事件もありましたので、その土砂災害等々の危険性があらんということでは、早めにその危険区域の避難を発したと。昨年の方は全町一円といますか、白老一円の中で危険区域を抱えているところについては情報を発しましたし、そういうような対応はこれからも、昨年もある程度のことではできたかと私も思っていますけれども、速やかに情報を伝達するというのは十分心がけていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） せっかく仕組みをつくってもそれを運用するものがきちんとやらなければ無駄になってしまいますので、ぜひその辺はこれから特に災害時の要援護者などの問題もありますのでお願いしたいと思います。次にそのような方々が日常生活の中で、要援護者となっている方々、いざというときばかりではなく、そういう人たちを常日ごろ支援する体制が自主防災組織とか、小規模地域ネットワークなどがあげられておりますけれども、高齢化により機能していないところがあるのかどうなのか。またもししているとしたら、今後なりそうな場所があるとしたらどのような方法でその穴埋めを行おうとしているのかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず避難行動の要支援者の関係でございます。現在白老町で押さえております要支援者の数字等につきましてある程度おさえて、その中で各個人の方から情報提供の同意をいただいている方もいらっしゃいます。ただそれにつきましてはまだまだ人数が足りないものですから、今後その方々への同意をいただくような手段を広報や、それか直接お手紙を出したりして同意を今後いただいく予定でございます。先ほど2点目の自主防災組織と小地域ネットワークにつきましても、やはり全て100%の組織率ではないというのが実態でございます。なかなか町内会の活動と一緒に高齢化が進んで設立自体が難しいというところも中にはあるというふう

に聞いております。自主防災組織と小地域ネットワーク、こちらのほうについても関係機関、社会福祉協議会とか、そういう関係機関とあわせて設立に向けてどういう形で、単体の設立だけでは難しいのであれば連合的なものも含めまして検討する必要があるかというふうに捉えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） この地域コミュニティの中で、やはり自主防災組織とか、小規模地域ネットワーク、これをやっていくというのは非常に地域住民の方々も労力が中途半端ではないと思うのです。やはり要支援の方々、いろんな方々と一緒に救っていくという一つの大きな役割というか、責任感を持ってやっていただいているのではないかと、私はそう思っております。そういう方々、例えば民生委員さんとか町内会長さん、意欲的にやってくださる方々いらっしゃいますね。そういう方々を中心的役割で今活用されているのだと思うのですけれども、そういう方々に例えば集落支援員いますね、そういう方々の国からの補助金をいただいて、そういう人方を多く、例えば3人とか5人とかではなく20人とか、そういうような30人とかたくさんの方々をそういう集落支援の補助金を利用して、そういう方々にやっていただく、自分の地域ばかりではなくて隣の地域も一緒にやっていただく、そういうような対策も検討していかなければならないのではないかと。そういう時代もきているのではないかと思うのですけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） ただいまお話にありました集落支援員制度につきましては、企画の地域振興のほうで担当しております。本年度から集落支援員制度、国の制度に準じて町のほうでも地域担当職員の活用を図っておりますが、今お話にありましたように実際の地区における集落支援員の活用というお話だと思いますけれども、地区の方が集落支援員として活躍していただくということは、現在内部検討は進めておりますが、それによってどういう役割とか仕事内容を持つのかということまではまだちょっと詰めておりません。防災につきましては、さらに最近防災マスター、もしくは防災マスターの会というものが活動を始めておりますので、その資格を有する皆さんの活躍の場を広げていくのも一つの方法であるというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 内部のほうで検討していくということで、防災マスターもということで、私は確か集落支援員の要綱の中では地域に精通している方々をというふうな形の中で、例えばどういう方がなるかといったら役場職員とか漁組とかJAとか、そういうようなところに勤めていた方々とか、地域のいろいろな専門的知識とかいろんなことをやっている方々、やはりそういう方々を中心としてこの地域を活性化していくべきだというふうに聞いております。こういう中で、やはりもっと積極的に来年度の予算の中でもっときちんとやっていくというくらいの気持ちがあってもいいのではないかと思うのですけれども、その辺理事者はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 集落支援制度そのものを、今、国の制度にのってということで、現在地域担当者制度もかわりながらやっていっています。今、ご質問があったとおり、地域のことをやはりよく知っている人、精通している人、そういった方々が担うとより効果が出てくるという部分で、今、内部検討しながらいろんな関係する団体ともこの後は協議していかなければならないかというふうに思います。総体が見えた中で予算がどう出てくるか、必要性云々も出てきます。そういう中で考えていきたいと思いますので、今のこの中での答えとして予算措置しますというのはまだ言えませんので、庁内検討した上でそういうかかわった方々とまた協議をしていかなければならないという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 次に2点目の移住定住についてお伺いいたします。移住と定住というふうに一般的に言いますが、この違いとは何なのか。また移住関連ビジネスに取り組む民間事業者でどのような仕事生まれるのか、どうしたら仕事をつけられると思うのか、お伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） まず移住定住でございますが、一般的に外から来る方が地元に入ってくる方の流れの移住ということと、定住に関しましては実際町内に住まれている方という捉えでございます。ビジネスについてすいません、質問の内容を聞き取れなかったものですからもう一度お願いします。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員、もう一度お願いします。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 移住関連ビジネスに取り組む民間事業者の間でどのような仕事生まれるか、どうしたら仕事をつくれるのか、そのようなことを議論し、検討しているのか、それを伺います。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 大変申し訳ございませんでした。移住関連の中でいきますと、まずこの移住事業の中で一つにはおためし暮らしという事業をやってございます。そのおためし暮らしの中にはオーナーさんのほうの家賃のほか、入っていただくために電気、ガス、水道、そういった部分の費用がかかる。または常設ではなく一定時期ということもありますから、貸布団とか、そういう部分がレンタルで需要として出ます。それから清掃、出入りがありますのでハウスクリーニングを営む事業所さんにもお願いしたりとか、そういう部分での費用が生まれること。また、定住されることを決めていただいた方、完全移住される方なのですけれども、そういう場合には当然物件として中古住宅の購入が発生することや、または土地を購入し新築物件を建てられるというこ

とで建設事業者の中にも波及される効果があると考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） この移住定住については先ほど答弁いただきましたけれども、平成22年にしらおい移住・滞在交流促進協議会を設立していると。今まで約90世帯が移住していますというふうになっているのですけれども、実際にその姿がなかなか見えないというか、その移住されている方々が見えないと。また、これは定住されている方々を白老町としてどこまでケアしているのかという問題もあると思うのです。そういうところまでされているのかどうなのかというのがまず1点目お伺いいたします。

2点目に、やはりこのビジネスを取り組む民間事業者、この方々が利害関係者、先ほどおっしゃいましたね、いろいろな事業。そういう方々が結局、お金を出し合って運営していく仕組みが必要なのではないかと思っておりますけれども、実際にはそういうようなことをされているのかどうかということだと思っております。白老町がやるべき仕事というのは、町のホームページを活用して移住定住の方々を呼び込むことがまず大事だと思います。これは行政がかかわることによって、まず大丈夫なのだ。遠くから来るわけですから北海道、例えば九州とかああいう暖かいところから来る人たちが北海道ってどうなのと、そうやってきたときに、何かあったときにまちが助けてくれるという安心感、信頼感がまず大事だと思っております。それと2点目に必要なことがコスト負担、これは移住定住に介する補助金、助成金、こういうものをきっちり確保して、そして補助していかないといけないのではないかと思っております。その辺についてお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） まず移住されてきた方のケアでございますが、地域の中のコミュニティ機能の中で、まずは町内会に入られたりというところの中でおつなぎする場面もあったかと思っております。それぞれ担当レベルで当然密接に白老町に住んでいただくために行政職員と、またはお客さんという中で担当レベルからまた個人的なレベルでおつき合いする場面もあったかと思っております。ただ正直年数がたち、件数もふえていることで全てのケアを行政職員が全て満足にお客様のためにずっとつきあえるかということは、なかなか物理的にも難しいかと思うのですが、最大限そういう方々は当然その地域の中で住んでいただくことですので、住まわれる町内会にもおつなぎするというような形の対応は今後もとっていきたいと思っております。

またビジネスに関しましてのご質問でございます。この22年に設立させましたしらおい移住・滞在交流促進協議会という組織、やはりこの目標としては人口減少の緩和、交流人口の増加という捉えの中と、それから移住滞在交流サービスのビジネス化という、ほかにも町内消費の促進、事業者の連携による経済効果という4つの目標を立てて設立した経緯でございます。当然そのビジネス化という部分でいけば、先ほど言われたとおり行政がきちんとワンストップ窓口を受け持って、そのあとを少なからず需要をきちんと見込みながらビジネス化できるものは取り組んでいくというス

ダンスの中でこれまで取り組んできております。ただ全てがやはりもっともっと需要をふやしていかなければいけないと思いますけれども、即ビジネス化には当然商売ベースで考えますとまだまだという実態はございます。今後もこういった需要を確保するプロモーションも私どもとこの協議会中心でやりながら、そういった取り組みの需要をふやすような仕組みづくりは検討していきたいと思っております。補助金の関係につきましては、これは北海道の移住促進協議会、北海道商工会連合会が事務局として持っております。道の補助金等もあるのですが、なかなか競争率が高いところがありまして、今年度も申請したのですが不採択ということもあります。今後もそういった、これは地方創生の総合戦略などの取り組みの中でも、移住政策というものは注視していかなければならない取り組みでございますので、当然財政規律を考慮しながらという前提になりますが、可能な限りこの移住促進のほうは協議会中心でビジネス化を図っていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） この移住はおためし暮らしということなのですが、地域において白老なら白老に夏の間来ていただくとか、そういう観光的な部分も非常にあるのかと思うのですが、定住になってきた場合はやはり住民票を白老町まで移していただいて、そして白老町にこのまま亡くなるまで住もうという思いで、このまちで最後をゆっくり迎えたいという方々もたくさんいらっしゃると思うのです。いいまちだからやはり住みたいと思っていただいて、本当に来てよかったと思っていただけるためには、やはり先ほども言いました、このしらおい移住・滞在交流促進協議会なるものが、例えば今定住している方々、そういう方々の名簿をきちんとつくって、その中で一つグループをつくってお互いに交流を持てるような体制をとるとか。例えば1年間なら1年間、きちんとしたその協議会の中で、最低限こういうことに関してはワンストップサービスではないのですが、サービスをきちんと誰が担当になって、いろんな業者の人たちがいると思うのです。私のところは布団屋だけでも布団つくってもらったからあそこの家は私が責任持ってあげる、では私はガソリン入れてもらっているから私が責任持ってあげるとか、やはりそういうような地域の事業者の方と、そこに住む方々が直接つながることが定住につながっていくし、やはりこのまちが新しい形を見つけていくための一つの方法ではないかと私は思うのです。定住で来たのですが、一人たまたま白老から嫌だと言って出て行って、やはりだめだといってまた出て行って、でもやはり白老がいいと戻ってきた方がいらっしゃるのです。出ていくときに町民の方々何人かの方々と交流して、そして見送ってもらったと。うれしかったと。やはりあそこがいいとまた戻ってきた。やはり半径5メートルから10メートルぐらいに自分と直接肌と肌の触れ合いをしてくれる人がいないと私は定住というのは難しいのかと思っております。それが一つ目です。

二つ目が、このビジネスをするにあたりまして、やはり地域おこし協力隊、最近テレビでもよくやっていますね。あちこちの自治体がやっている。やはりこの地域おこし協力隊などを使って農業、漁業の応援とか、いろいろな事業を展開するためのそういうことに若い人たちを呼び込むというこ

とも一つ大事だと思っています。この2点についてお考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） これまでの移住されてきた方のケアを含めてということであり、ますけれども、当然のことながら協議会の中の会員さんのメンバー中がかかわった方は、やはりせっかく来ていただく方ですので、そういう関係性を持った中で取り組みたいという姿勢は維持されているものと思います。それが全て全体で何かというところ、またはそういうちょっとした意見交換というその仕切りはございませんが、気持ちの部分ではそういった方々を大事にさせていただくような形のおもてなしも含めて今後も対応はしていきたいと考えております。実際住まわれている方が正直、先ほどお話ししていましたが残念ながらコミュニケーションが維持できなかった。例えばご夫婦で来られた方がどうしても女性の方はなかなかつき合いがうまく広がるのですが、男性の方はちょっとご主人がなかなか溶けこめなかったと、残念ながらそういった方々も正直いらっしゃいます。そこはないように、やはり地域の方ともそういった密接な関係も持てるようには行政側、または協議会を通じて最大限取り組んでいきたいという気持ちは持っていますのでご理解いただきたいと思います。地域おこし協力隊に関しましては企画課長のほうから答弁いたします。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 地域おこし協力隊のほうでございませけれども、27年度予算で募集関係の予算を措置しておりまして、今年度中には募集に入りたいと思っています。その内容ですけれども、現在農林業ですとか、あと生活支援、まちづくり全般についてのそういうまちにとっても必要とされる人材を募集をかけて、さらには2年後、3年後に定住して自分で仕事を持っていただくということをねらいとして進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） その募集の仕方はどういうふうにされるのでしょうか。たまに私は新聞なんかを見ると釧路のほうで地域おこし協力隊求むとか、たまに新聞に載っていたりするのです。これはただ募集しますといってもどうなのかしらと思って。その戦略も大事ではないかと思うのですけれどもその辺のお考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 募集にあたりましては、現在その地域おこし協力隊に関するそういうネットワーク協議会とかございますし、さらにはそのPRフェアの場もあります。よく新聞にも何々まちが募集中ですとかと載りますけれども、そのような情報発信は今確定的ではないですけれども広く伝わるように工夫をして広い募集を考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ぜひお願いしたいと思います。そして次の3番目の産業の担い手支援、

これにもつながっていくと思うのです。このところでちょっと答弁いただきましたのが、3点目の産業の担い手支援についてということで、1次産業については件数とか個別農家とか出ているのですけれども、白老町の産業については特にはないのですけれども、これについてお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） すいません。産業全般に関しての担い手が各事業者それぞれの調査というものは正直全体としては押さえてございません。商店街というところでの大町、東町の商店街の中で平成 23 年度商工会のほうで調査した流れでいきますと、全体の当時の事業所数 82 に対して後継者がいない、担い手がないということで 42 事業所、51.2%が約半分が担い手不足という数字は押さえてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 地域コミュニティを形成していくためにはやはり産業というのは非常に重要な位置を占めているわけなのですけれども、ここの中で後継者、担い手不足で廃業した商店、事業所あると思うのです。やはりそこをきちんとまず調査していただきたいというのが1点目です。

2点目に農林水産業とか、産業各分野の活性化施策で現在取り組んでいるものをお伺いいたします。まずどのような補助制度が活用されているのかお伺いいたします。

そして3点目に、いまだ活用していない制度はどのくらいあるのか把握していますか、お伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） まず1点目の廃業に関しての調査でございますが、町内事業者全てにおいてはちょっと廃業されている事業者は把握できておりません。商工会員の加入脱会状況の中で申し上げますと、26年度でその脱会の理由として廃業をあげているところが9件でございます。ちなみに25年度に関しましては12件ということで、割合的にはちょっとでこぼこ感はありますが、10件前後の廃業となっている状況というのは押さえています。27年度は5月ごろの予定なのですが既に2件ほどもう出ているということで、状況としてはそういう会員さんベースでは押さえていることでございます。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） 農林水産業に関しましての補助事業につきましては、多種多様な事業がたくさんございまして数がどれくらいあるかというのは私もはっきり押さえてはございません。今、白老町の中で補助事業として使っているものにつきましては、新規就農者の青年給付金の事業です。まずこれは使わせていただいております。それからあと農業の基盤整備の事業、土地改良事業これも使わせていただいております。そういうような形で進んでございます。それから漁業につきましては、事業の燃料等の高騰によりまして漁船が少し速度を落として燃料を余り使わないという事業をした場合に国のほうから補助がいただけると。1リットル当たり10円なので

すけれども補助をいただける事業も活用してございます。以上の事業を活用しております。ほかにもたくさんの事業があるというふうに捉えておりますけれども、どのぐらいあるかというのは現実的には捉えていない状況でございます。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） すみません。石井農林水産課長と同じ答弁になりますが、国、道全ての民間団体含めた補助事業というものについては、数字的に何十件、何百件あってということは正直全体を把握できておりません。今活用している状況でいきますと、ちょっとすいません手元に国から充当している部分とかというのは用いれないのですが、これから今獲得しようという部分での取り組みで申し上げますと、商店街の今出ていますニーズ調査としまして、道のほうとの連携ということで専門家の派遣をいただくような補助事業、それから昨日の答弁にございましたけれども経済産業省のメニューで、全国展開事業ということで観光開発事業というものは今回着手していますが、そういったものは取り組みとして今動いている状況でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 私はこの補助制度について以前も質問しているのです。そのときに申し上げさせていただいたことはデータベース化すべきだと。ちゃんと補助事業項目ごとに、そしてきちんとデータベース化することによって役場庁舎内はもちろんのこと、商工会、民間の方々にも公開し、そしてそれを活用できる仕組みをつくるべきだと、私は前回そのように提言させていただいたつもりでございます。いまだに把握ができてないということはデータベース化もきちんとしていないということだと思います。私はやはり産業担い手支援というのは、ただ単に売り上げがないからどうのこうのというばかりではなくて、担い手不足、また販売不足、いろいろな理由があると思います。それにあつた補助金を活用して行って、そしてきちんと運営していく、それがまちづくりの根幹だと思っております。それにつきましてなぜまだデータベース化されていないのか、ご質問させていただきます。

○議長（山本浩平君） 西田議員、具体的に何かに特化した形の中での補助制度はないかとかという質問なら理解できるのですけれども、余りにも大まかとか、大き過ぎてしまってそれをなかなか全部探すとかというのはちょっと難しいのではないのかと感じたところなのですが、答弁は答弁で。

本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） データベース化自体がやはり国、道のこの動きが早い状況で新たな事業も当然出てきている部分もありまして、なかなかデータベース化には至っていない状況でございます。ただ、この新規事業であったり、既存の事業がそれぞれちょっと庁舎の部局にも流れる部分もございしますが、これは胆振総合振興局であれば担当課にはかなりの早い時期にこういった制度ができますということは逐次受けながら、業務の中で使えるものというのは検討しながら活用

しているという部分はございます。それから国に関しても我々としても、例えば省庁、出先機関のほうに挨拶に行った中で情報収集をしたり、新たな制度が予算化されるというものをつかみながら、それはできるものであればその時点から準備してそういった部分は活用していますので、現時点でデータベース化ということはちょっと考えていませんが、そういった流れの中で取り組んでいきたいと考えます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） すいません、そうしたらデータベース化はどうですかと言ったときに、今後検討しますと言ったけれども、結局はやらないというふうに理解してよろしいのですか。それとその補助制度というものをやはり誰が見れるのかということなのです。どこでその情報を把握できるのか。役場の担当課長ではないです。町民がです、事業者がです。農業をやっている方々、事業をやっている方々、第1次産業から第3次産業まで商売をやっている方々が一体どこでその情報をキャッチできるのか。私はそのためにデータベース化したらいかがですかと。見れるような情報公開のきちんとしたものをぜひやってくださいと言っているだけであって、しないと言うのだったらどこに行けばそういう補助制度を活用できるのかがわかるのですか、理解したらいいのかお伺いします。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 総合的にそういう補助金とか、交付金の窓口になっているのは企画課のほうでございますけれども、今担当課長答えたようにデータベース化が難しいというのは、その都度生き物のように変わっていくのです。どちらかというところこれまでの取り組みは、やはり事業をやる必要性を考えて、もしくは相談された場合に、それにあつた補助制度を探しに行くという形態をとっております。そのときに探しに行くということはもちろんですけども、その時期が合わないですとか、それとかその時点ではもう募集期限が間近で取れないとかということは多数あるのです。ですから先ほど申しましたように、当然補助事業を採択してもらうためには事前の準備ですとか、それとかその必要性があればその制度設計を一緒に道とか国に相談しながらつくり上げていくというほうがすごく有効に働くのです。ですからそういうような方法を重視して、もしご相談があればそれにあつた補助制度や補助金を探して、そして国や道と相談して獲得に向かっていくというのが今の中心のやり方になっております。相談の窓口は産業のことでしたら経済振興課のほうにご相談いただければいいですし、その各課担当、福祉のことであれば健康福祉課。そこからも探し方とかそういうのは総合窓口は企画課になっていますので企画のほうでも探すという体制になっております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 理解いたしました。それではこれからこういうようなことでどうでしょ

うか、補助金探してくださいということになりましたら、各課にそれぞれ行って相談させていただいて、それが最終的にきちんとした形で一緒に相談に乗っていただけるということですので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

次に「白老町観光連携型6次産業人材育成事業」についてなのですが、これは答弁いただきましたけれども、これは私が質問したのは失敗を教訓としてと、どのような失敗を教訓としたのかということが書かれていないような気がするのですが、その辺の考えをお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 全体的に評価としては低いという捉えはございますが、事業の失敗という捉えではございません。やはりこの起業支援型ということでの短期の事業であったことに対する全体の評価は低いのですが、1問目戸田町長からご答弁したように、いろいろ観光連携のきっかけにはなったかという捉えでございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 観光連携のきっかけになったかというふうな答弁でしたけれども、この事業自体がまた問題がありますので、また別のときがありましたらそのときまた議論させていただきたいと思います。それ以上に、今、現在社台とか竹浦地区で農業で頑張っていらっしゃる方がいらっしゃいます。また、こういう方々の補助金の活用等も含めた対策とか、見通しとか、今後農業とかをやっていききたいという方が白老町内でもどんどんふえていってもいいのではないかと考えております。以前は白老町というのは作物がとれない場所というふうにイメージがあったのですが、今は肥料とか堆肥とか馬ふんとか、牛のふんとか、そういうものを活用して非常に農業をやる場所としては適地ではないかと思っています。その辺のお考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） ただいまの質問でございますけれども、今、西田議員のおっしゃったとおり堆肥とかも結構あるのですが、これは個人農家さんにつきましては自分のところに牧草地とかありますので、そこのほうに使うというのが現状でありまして、なおかつそれでも足りないということでほかのところ、鶏ふんとかそういうものを使っているというような状況でございます。これは企業になりますと大きくなりますので、その分だけほかの町村に持っていったりしていただきますけれども、これはなぜしているかという、牛の場合はわらを非常に必要とするものなので、わらを必要とするために稲作農家さんのほうと提携しまして、わらをタダでもらうというわけではないのですが、肥料を提供してわらをもらうというような契約をして事業を進めているというような状況もございます。堆肥、鶏ふん等につきましては業者さんのほうで年に何回か鶏ふんを一般の方々に販売しているという状況もございますので、それにつきましてはそういうような形でできているかと思っております。あと今の鶏ふんと牛糞を含めて耕畜連携ということの事業になりますけれども、畑作と畜産を含めた事業を進めていく中で企業畜産等にもまだありますので、そこ

ら辺を使いながら活用しながら鶏ふん等もあります、それから牛ふん等もあります、そういうところを使いながら農作物等の野菜等の栽培もしていけるかというふうに考えてございますので、耕畜連携という事業もこれから進めていく形になるかというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 以外だったのですけれども、私は堆肥がたくさんあるから白老町だったら農業がたくさんできるかちょっと思っていたのですけれども、その辺がちょっと土壌づくりというのは非常に難しい部分もありますし。ただこの社台や竹浦地区での農業をされている方々、ちょっと答弁がされなかったのか質問が悪かったのか、この対策と見通しについてはどのように捉えていますか。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） 申し訳ございません。多分西田議員のおっしゃっているのは、新規就農で入っている方だと思います。今社台地区につきましては圃場もかなり大きく確保していきながら野菜とそれからハウス等の栽培をしておりますし、売れ先等もきちんと決めていきながら事業を進めているという状況になってございます。それから竹浦のほうにつきましては、これは新規就農まだ2年目という状況でございますけれども野菜等の販売をしております。少しずつ規模を拡大していきながら事業を進めていく状況になってございますので、今後ますます少しずつ事業が進んでいくのかというふうには捉えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ぜひ白老のまちの中で農業がやっていけるような、そういうような白老のまちに住みついて事業をやっていける、そういう対策に力を入れていただければと思います。

次、空き家対策を伺います。空き店舗と空き家の対策の課題についてなのですけれども、この白老町内の空き家の件数、空き店舗の件数をお伺いします。また空き家はどこの地区で、どのような理由で空き家になったのか、調査しているのか、お伺いいたします。また空き店舗はどのような理由で空き店舗になっているのか、その辺も調査しているのかも伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 町内における空き家の件数ということで生活環境課のほうからお答えさせていただきます。いわゆる特定空き家、廃屋、保安上問題があるとか、衛生上問題があるという意味合いで生活環境課のほうで調査をしておりますが、8月末現在で53件ということで、件数としては押さえてございます。あとそのほかの空き家につきましては、私どもでは特に件数としては押さえてございません。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 空き店舗の状況でございますが、全町的な店舗の中で調査を現在やっている状況はございません。ただ先ほどもちょっと出ましたが大町、東町の商店街の中で23年に調査をしているものと、ことしに入りましてからちょっと路面に面しているところだけでございますが68店舗ございまして、そのうちの空き店舗というのが18店舗という形で、若干奥まっている数字はちょっと入ってございますのでその辺ご理解いただきたいと思うのですが、それで主な廃業の理由というところでございますけれども、やはり多いのは高齢化であったり、店主が病気であったりとか、または以前の話では亡くなられてということでやむを得ず閉めたケースだとか、やはり大きいのは年齢が高齢化になっている状況、病気とかの事由が大きいかという捉えであります。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 店舗のほうはわかりました。この店舗のことにつきましては、やはり後継者や担い手不足のために高齢化になって、結局はそのあと廃業してしまっているという事例だと思います。販売不振で閉店したのか、担い手不足で閉店したのか、その辺をきちんと調査し、やはり担い手不足であれば、先ほどからも言っていますいろいろな補助制度がありますね。そういう中でやはり活用して、例えばそういうような人材をユーターンとかアイターンとか本州のほうからしてもらって継続していけるものであればしていってもらえるような方策が一つあるのではないかと思います。それについてのお考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 商店街の機能というレベルでも、先ほど申し上げましたが道に今申請中でございますが、これが道との連携の中で活性化事業として調査を見込めれば、担い手であったり、そういう後継者の問題、それから交流人口といったような、そういう採算ベースでの捉えだとか、そういったいろいろな検証ができるかと考えております。ただ、道がこれを採択できないという場合でも、活性化推進会議、象徴空間を目指す上で商工会、または商業振興会等でそういった連携をしながら取り組んでいくことは最大限努めていきたいと考えておりますし、また担い手の不足ということであれば当然その創業者を促す、またはその商店街機能として充足されていない部分など必要なニーズがある部分、そういった検証も行いながら、そういった創業支援という取り組みなんかもこれから考えていかなければならないかと。そういう意味では当然行政と商工会、それから地元関係者、特に金融機関との連携が重要かとは思っておりますので、今後、可能な限りそういった取り組みは優先度は高いという捉えではおりますので今後ともちょっと対応を検討していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ぜひ前向きにお願いしたいと思います。空き家のほうでまだ押さえてい

ないということだったのですけれども、廃屋が 53 件、やはりこの空き家対策と廃屋対策は別個のものだと思っております。先ほど前段で議論しました移住、定住の問題ありますね。特に定住の問題、そういうときにこの空き家をきちんと把握していないとそういうビジネスにつながっていかないのではないかと思います。ですからこれをきちんとどこの部署で空き家を、どのような状態で空き家になっているのか、そういうものもきちんと押さえておかなければいけないのではないかと思いますのですけれども、それはされる考えはないのかどうなのか、その辺をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 空き家対策につきましては1問目の答弁でも申し上げたとおり、国のほうで5月に空き家対策の特別措置法ということで完全施行されております。ただ空き家と申しましても先ほど申し上げた廃屋と西田議員おっしゃるように、いわゆる活用できる空き家というものと二つありますので、そこに関係するその要素としてはやはり私どもの廃屋対策生活環境、それから移住定住の関係、それから福祉的な部分とか、あと人口減の関係で企画課、それから当然建築の関係で建設課というふうに多岐に庁内でもわたっておりますので、まずその庁内でそういった部分でまずは連携を取った中で今後どのような形で進めていくかということ、まずはそちらの連携を取った中で考えていかなければいけないと考えておりますし、あと今国の支援制度を来年度以降に向けてどのような形で具体的なものが出てくると思っておりますので、そういった動向を見据えながら空き家対策については今後考えていかなければいけないというふうには捉えております。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 空き家に関しましては今山本生活環境課長が特別措置法絡みで、今後ちょっと全庁的に検討していかなければいけないというところで今後の動きとなりますが、当然その不動産業者を介してという捉えになりますけれども、そういったお客様が希望する部分は先ほど言いました協議会の会員さんの中の不動産業者との連携の中で空き家物件の紹介は既に行っています。また、そういった物件も今後協議会内でふやしていくような取り組みで今後つながれば、そういった今の法律に基づくような組み立てだとかというものに発展していければいいかと。現時点での体制の中ではそういった取り組みをしているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 公共施設の問題と、未利用の問題と、学校の廃校についてまとめて質問させていただきます。公共施設が廃屋に近い状態にならないうちに活用するべきだと私は思っております。しかしながら、いただいた答弁の中では、ほとんどもう使いものにならないからこれは壊してしましますと。解体年次、財源確保について検討するというふうに言っていますけれども、この公共施設というのは町民の財産なのです。そういう中でやはり公共施設も使えなくなったら地域住民の方々にまず投げかけをしているのかと。利用できる方法はありませんかと。古くなって人が住めない状態になっても、例えば教員住宅だとか、職員住宅なんかは町内会の物置として活用すると

か。そういうようなこともやはり一つ対策として考えるべきではないかと思います。もう1点が小学校、中学校が閉校する1年ぐらい前から活用方法を探しても実際には決まるとするのは遅くなると思うのです。やはりまちづくりの観点というのは、ここのところを統廃合しましょうか、適正配置の計画を立てた時点でその学校とか、そういう施設というのをきちんと考えていかなければいけなかったのではないかと。白老のまちはそこが1番欠けていたのではないかと私は思っております。やはり地域コミュニティの中核的な存在である学校の施設は、地域集落を揺るがすような根幹につながるような施設だと私は思っております。そういう認識がちょっと足りなかったのではないかと。今後におきましては公共施設とか、こういうようなものについての、ここの答弁でもいただきましたけれども、総合管理計画で解体なんかもすると。学校教育の場においても、最終決定するとかといろいろいっていますけれども、もっときちんとスピード感を持って実務にあたっていただきたい。これを最後に質問させていただいて、私の質問とさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 公共施設なのですが、全般で使用目的がいろいろありますので一概にこれですというお答えはできないのですが、例えば教員住宅とか、職員住宅とかでかなり古くて調査はしているのですが、もうそのままでは住めない、ほとんどが住めない場所で、何とかこれを利活用できないかということは考えております。解体という形でお答えはしていますが、解体は最後の手段で解体というお話でありますので、できるだけ解体をしないで利活用ができれば、それは公共的なものでも民間でもいいと思っていますので、この辺は公共施設等の総合管理計画できちんとこの中でもんでいきたいというふうに思いますし、行政の財産ではありますけれども民間に何とか活用してもらいたいというふうに全ての施設において思っておりますので、この辺象徴空間も合わせて関連できる住宅とか公共施設もありますので、これは考えていきたいというふうに思っております。また、学校の廃校につきましては何もしていないわけではないのですが、例えば白老小学校を公共的なもので何かで使うとなると耐震化の問題とかがありますので、この辺はなかなか大きさもあって難しいという判断はしております。ただ大町の中心市街地の土地ということで考えると、建物ではなくて土地という空間で考えると、まだまだ活用ができるというふうに思っております。例えば社台小学校は新しい学校でありますので、この辺は教室とか体育館とか、そういうものもまだまだ使える施設でありますので、そういうのを利用できるような活用を考えていきたいと思っておりますし、個別にはどうするのだという問い合わせが町民のほうからとかいろいろありますので、この辺は町民のほうも白老町役場としてもきちんとした形で受け入れたり、聞き入れる体制をつくっていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 以上で、7番、西田祐子議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 後 0 時 1 1 分

再開 午後 1時13分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
続きまして、一般質問最後になります。

◇ 氏家裕治君

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員、登壇願います。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家でございます。

本日の一般質問、2項目、1. 総合的な町民相談窓口の設置についてと、それから、2. 防災についての質問をさせていただきます。

通告順に従い、まず、1. 総合的な町民相談窓口の相談について、お伺いいたします。（1）町民相談の現状と課題について伺います。

①平成26年度の担当課別の相談件数と分野別相談内容について。

②分野別相談者の年齢区分について。

③ほかの課と連携した対応件数について。

④関係機関と連携した対応件数について。

⑤町民相談は適切な対応ができていのかどうか、お伺いいたします。

（2）現状の町民相談件数・内容等を踏まえ、総合的な町民相談窓口の設置の考え方について、お伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「総合的な町民相談窓口の設置」についてのご質問であります。

1項目目の「町民相談の現状と課題」についてであります。

「1点目の平成26年度の担当課別の相談件数と分野別相談内容」については、主だった相談窓口としまして、町民生活相談・行政相談窓口を所管する生活環境課における消費生活相談件数は120件で、特に訪問販売や電話勧誘に関する内容が多く、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターでは1万2,694件で、主には軽度の介護予防認定者に対するケアマネジメントとなっておりますが、総合的な高齢者相談としてはこのうち1,730件となっております。

また町立病院総合相談室では5,445件で、主に院内やきたこぶしとの調整が全体の約7割を占め、ほかには家族関係や経済状況などの個別相談が624件となっております。

「2点目の分野別相談者の年齢区分」については、地域包括支援センターでの65歳以上の高齢者全般をはじめとして、生活環境課では全体の約半数が60歳以上、町立病院においても65歳以上の高齢者がほとんどを占めている状況となっております。

「3点目と4点目の他課及び関係機関との連携件数」については、生活環境課では合わせて12

件、町立病院では 286 件の連携数となっております。

「5 点目の適切な町民相談の対応」については、ただいま申し上げました相談窓口においては、それぞれの多様な相談内容に応じて、他課や関係機関との調整や連携を図りながら適切な対応しているものと考えております。

2 項目めの「総合的な町民相談窓口の設置の考え」についてであります。

現在、町民の生活相談窓口は生活環境課が担っており、消費生活相談員を配置するなど、町民相談業務を行っております。しかし、相談内容は広範囲・多岐にわたり、複雑な問題を抱えている場合が多くなっていることから、役場内での連携はもとより、他の公的機関、NPO 法人や弁護士等に相談しなければならない事案に対応するため、さらなる横の連携強化や職員研修の充実など、相談体制の強化が重要と捉えております。

従って、新しい部署の設置については現在のところ考えておりませんが、役場として町民の皆様幅広く門戸を拓げるため、総合的な相談窓口について周知徹底を図るとともに、相談に来られる町民の皆様の一助となるように信頼関係を築きながら、相談・支援体制を充実させてまいります。

○議長（山本浩平君） 1 番、氏家裕治議員。

〔1 番 氏家裕治君登壇〕

○1 番（氏家裕治君） 1 番、氏家です。今戸田町長から答弁がありました。全体的には相当数の相談件数があり、また一部では横の連携をしながら、それに対応にあたっているという話も聞きました。今、まちは財政の健全化運営を一つの軸にまちづくりを進めていますが、これは私も理解しつつも、足元を見ると人口減少、また少子高齢化、また地域コミュニティの弱体化と、だんだん住みづらいまちになってきたという人の声を聞くことも少なからずあります。戸田町長は、笑顔あふれるまちを目指すといわれ、笑顔あふれるまちとは町民とまちとの信頼関係から成り立つものだと私は考えておりますが、戸田町長の考え方をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 一人で笑顔をつくっていてもそれは幸せではないと思えますので、幸せはまちでいうと町民の皆さんが幸せと感じないとだめだと思えますので、それにあたっては地域のコミュニティ、特にはお互いの信頼関係が必要でありますし、信頼がなければ何をやっても成功はしないというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 1 番、氏家裕治議員。

〔1 番 氏家裕治君登壇〕

○1 番（氏家裕治君） 1 番、氏家です。私は平成 15 年から 12 年間、議員生活をさせていただいております。この間、町民相談を受けていて感じることは一つの相談が各課にまたがる例が多いということです。先ほど戸田町長からの答弁にもありました。また、何度か役場に足を運んで来てもらえなかったらと諦めてしまう人も中にはいるのです。多様化する相談内容、また、そこには複合的な要素を含む問題も多く、担当課だけでは根本的な問題解決に至らない場合が多いの

ではないでしょうか。戸田町長の現状認識をいま一度お伺いしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 町民の相談の多くは高齢者の方だというふうに認識しておりまして、その中身は各課にまたがるというのも認識しているところでございます。それを総合窓口のような一本化になれば本当に理想だとは思いますが、先ほど氏家議員おっしゃっていたとおり、多様化、複雑化しておりますので、一つの窓口でそこから各課に相談するという形を今取らざるを得ないというふうに考えておりますが、1問目でも申し上げたように、きちんとその各課、各課が連携をして対応しているところでございます。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。戸田町長、生活就労サポートセンター胆振という出張相談会の告知が役場には貼り出されていますね。今、月に一度ぐらい白老に来て何でも相談なのです。住むところからはじまって、就労支援、例えば生活保護を受ける一步前の人たちのそういった相談。そして、法律相談も含めてやられていると。私はこういった形のものが、例えば国、道を介して各自自治体の問題を支えていく役割を果たしてくれているのだと思っています。でも、その1番大きな核は、やはり各自自治体の行政内部の中でそういった問題意識をしっかりとって、そして、こういったところと連携をしていくということが私は大事なことだと思うのです。それで行政内の各課の窓口の現状というのは、例えば受付業務とか、申請の取り扱いとか、そういったものが多分多いでしょう。そういったものが多いわけですから、例えばその横の連携を取ろうと思ってもなかなか今の職員数もそうでしょうし、今の業務量の関係も出てくるかもしれない。なかなか難しい。相談者が抱えるその複合的な要素を掘り起こすところまでは入れないですね。例えばその一つの住宅問題で来たと、本当にそれはその人にとってその住宅だけでその人の生活がよくなるのかといったら決してそうでない場合があって、もっと根深いものがあったりする。そういったところの相談もちゃんと受けていけるようなまちづくりというのが、私はまちと町民との信頼関係につながっていくのではないかと思う観点からこういった質問するわけです。しかし、先ほど戸田町長からの答弁もありました町立病院の相談室の例で言いますと、患者とそれから看護師、また医師、また胆振総合振興局、それから各施設、それから地域包括とそういったいろいろな連携の中で信頼を勝ち取ってきたというのは、これは事実なのです。そういった相談室のあり方、相談員の配置によって。私もいろいろな方々に聞くけれども、本当に今こういうふうにして相談したらここまでやってくれたとか、そういう話をよく聞かされますから、これは身をもって感じることなのです。そういったことを町民の方々から聞くと私は感動するのです。その感動というのは私だけではないと思います。その相談をして一つの解決に至る場合も至らない場合もあるけれども、そういったことに取り組んでくれることに対する感謝の思いというのは相談者自身が持っているわけです。戸田町長はこうした相談室の現状をどう捉えているか。先ほどは改めてそういった部署はつくる気はないと言って

いたけれども、私はこういった相談室のそういった実態、それから実例、そういったものを踏まえたときに、やはりまちとしても、例えば今すぐはできないかもしれないけども、各課でそれを持たせるということは大変なことです。ですから私は今回この質問に立たせていただいているのですが戸田町長の考え方をお伺いしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 私のほうからご答弁させていただきます。今、氏家議員がおっしゃられた内容については十分私どものほうとしても理解しているつもりでございますし、病院につきましては確かにいわゆる医療関係、医療、福祉ですとか、そういった関係で病院の中に相談室を設置した中で、いろいろとそういう連携が今図られているというのも十分承知しているところでございます。それで、ではそうなりますと役場はどうなのかというお話なのですけれども、いわゆる役場内におきましても、例えばいきいき4・6の包括支援センター、これにつきましては基本的に65歳以上の高齢者に対してはどんなことでも相談を受けるという体制を整えているというふうに考えておりますし、また、65歳以下の町民の方々につきましても、現在生活環境課の町民生活グループというところが窓口というふうになってございますので、そこに相談していただいた中で、そこで解決できない案件が多々あると思うのですけれども、それにつきましては各課それぞれの専門的な部署に引き継いだ上で相談内容をお聞きして解決していくという内容で今やっているところでございます。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。今、大黒総務課長からも話があったとおり、役場内ではそういった組織体制の中で対応に当たっていると。それはそういう枠組みの中で取り組まれているでしょう。でも町民はそう理解していないのです。だから行政も議会もそうなのだけれども、自分たちはこうしています、議会もそうです。議会もこのようにやっているのだと。でも町民にわかりづらいのです。わからない。そしていろいろな案件で手戻りするわけですね。そういうことを踏まえて私は質問していますから。ないのはわかっていない。生活環境課でもってそういった相談件数を取り上げている。先ほどの答弁にも書いているとおりです、わかっています。でも町民が理解しない。だからそこを何とか一つの形を持って、まずは来てくださいと。今はワンストップという言葉がはやっているでしょう。私は余り横文字好きではないのですけれども、そのワンストップで受けとめるというか、1回受けとめると。受けとめて、そして返すというか、やはりこのやりとりが私は今までできていないと思います。形はあるのだと思います。福祉は福祉行政の中であるし、一つのいい例として町立病院の相談室の連携みたいなものが一つの形をつくるあれになるのではないかと。確かに今は財政が大変で人材不足で、そしてそこにかかわる人を配置するというのもなかなか難しいのかもしれない。でも、私は絶対今後必要になってくると思います。それで一つ聞きたいのですけれども、何年前か、私がまだ議会に興味を示す前の話だと思うのですけれども、白老

町の中にも総合相談室というのがあったと聞いていますが、当時は何でもまずは受けたのだという話も聞いています。でも、やはりその必要性があったから多分そういった窓口ができたのでしょうね。部制をひいてやって、話によると広報広聴の役割を担っていたと。そのときの感覚というのは多分人口も2万人以上いて、そしてあらゆる相談がそこにあって、それは必要とされていたのだと。私はこれから何年かしたら本当に、この間市町村税の非課税の方々に商品券だとか、そういう案内がお年寄りのところにいくわけですね。いってもそれをラブラブ白老の感覚で、これは5,000円出して5,500円の商品券もらえるのかみたいなことを聞かれる時代なのです。だからとりあえずこれは何なのとあって、それはそれで行ったところでは例えば健康福祉課にしても、出張所にしても、そんなことはいろいろ答えてくれるかもしれないけれども、単純な話、そういったことからまだまだ奥深い複合的な問題というのが町に寄せられたときに、それに対応し得るだけの組織がないと、多分私はこれからやはり戸田町長も言うように、目の前には新幹線が北海道まできたと、札幌までの沿線もある、それから象徴空間の整備がされて明るい話題が目の前にあるのだと。あるけれども、実際町民の足元というか、生活者の足元を見たときにそういういろいろな課題というのがありますね。どれが大事、どちらが大事だとは私は言えないような気がするのだけれども、でも、町民が行政に対して安心感だとか、信頼関係を持つということは、そこしかないのではないかと思うのです。だから今回こういった質問をさせてもらいました。あらゆる問題に対してワンストップで受けとめ、各課と連携して解決に向けたコーディネートをしていく、総合的な町民相談窓口が私は必要になるとやはり思っているのです。これは今すぐではなくていいです。ましてや私も戸田町長も10月の選挙で、町長は対抗馬がないかもしれないけれども、どうなるかわからないでしょう。戸田町長に今の現状の認識として、今後白老町にとってこういった窓口のあり方というのがどうなのか。形式だけではなくて、ちゃんとした窓口として、形式ではないです。形式の話ははっきり言って聞きたくないです。ちゃんとした認識の中でどういうふうに考えているのかをお聞きしたいです。また先ほども言いましたけれども、行政だけでは解決できないような法的な問題は無料法律相談、そういったものにつなげていくとか、法テラスなんかもいい例ですね。そういったものにつなげていく、また複合的な要素を含む問題についても、ちゃんとした権限を持った行政の仕事を熟知して経験だとか知識を有する人間性豊かな職員の配置、平成15年に私が議会にあがったときに受付窓口のことで町民の方々からよく言われました。役場に行っても何を書いているのか、どうやって書いているのか、どこに行っているのかわからない、だからここを何とかしてくれないかと言われて、私もずっと議会の中で質問に立って、そして今あれから何年かたって窓口を見ると女性スタッフがいて、例えばお年寄りが来たときにどこだろうと迷っているときにどうしましたかとすぐ駆け寄るような、ああいう姿、あれはすごく好評です。役場も変わったと、本当に助かると、そういう声が聞こえます。そういう話を聞けると私もうれしいです。ですからそういったことをはじめに、今後やはりそれからもっと必要になってくることというのは今回のこの質問の趣旨です。だからそこにあたる人はちゃんとした権限を持った人で、行政の仕事をちゃんと熟知している人、そして経

験と知識を有する人間性豊かな人、ここがやはり1番大事なところなのでしょう。人間性豊かな人。そこもわかってほしいと思います。そういった方々の配置で町民のために、または汗をかく課の設置だと思うのです。そういったことを踏まえて、いま一度総合的な町民相談窓口の必要性について、戸田町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 少し繰り返しになるかもしれませんが、そういう町民ニーズがあることは十分認識しているところでありますし、役場に行ったらあそこの課に回されるが、あそこに行って、また帰ってきたらあれが足りないとかという声は私も聞きます。それは多分皆さん聞かれてると思うのです。それを一つでもなくさなければならないということと、一つ一つそれを解決するのが先ほど言った町民が安心して暮らせるまちづくりにもつながっていくというふうに思っております。以前、町民相談室という形で総合的に窓口があったというお話がありましたけれども、人員が少なくなってきたとかといういろんな理由で今なくなってきた、今、生活環境課でそれを担っている形ではあります、町民にわかりづらいということでもありますので、町民が白老の役場の窓口に来てきちんとした形で、先ほどワンストップの話も出ていたので、全てをすぐ解決できる策は人がたくさんいればできると思うのですが、人員管理の中でそれは進めていかなければならないというふうに考えておりますし、先ほど言ったように特に高齢者の方がわかりづらい、行政のやることはきちんとされているわかりづらいのです。その辺と、あとは高齢者の方が若い人たちみたいに車を持ってすぐ行ったり来たりできればいいですけども、バスに乗ったり、JRに乗ったり、元気号に乗ったりという交通機関を利用してわざわざ来て、また帰って物を取ってくるということがないように、こちらで今でいうワンストップのような形をつくっていきたいというふうには考えております。ただ全ての人の対応というのはこちらもちろん構築をしていかなければならないので、部署はちょっと今難しいというお答えなのですが、部署ではなくてもきちんとした今の窓口の形で、先ほど言った権限を持った人、知識、経験がある人、人間性もそうですし、その辺は今再任用の制度もありますので、きちんとした経験のある方が対応するという形をできるというふうに思っておりますので、この辺は今具体的にこうやるというお話はできませんが、きちんとした形をうちの人員管理の中でつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1項目めの質問はこれで終わりたいと思います。

今戸田町長の言うように、すぐには今の組織体制の中ではなかなか難しいです。ただそういった問題意識を持っていただいた中で、行政というのがどういう役割を果たしていかなければいけないのかということも、今後こういった高齢化社会に向けては大事になってくると思います。そういった面ではしっかり今後の取り組みの一つに、重要課題として取り組んでいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、防災についてお伺いたします。

(1) 避難誘導対策と備蓄品の現状と課題についてお伺いたします。

①避難誘導案内板の設置（国道・道道・町道）の考え方についてお伺いをいたします。

②分野別災害に対し行政の避難援助を必要とする高齢者及び障がい者の地域別人数と担当課別の誘導対応方策についてお伺いたします。

③3年計画で補助金を活用し整備している備蓄品の現状と保管場所についてお伺いします。

④3年間の計画全体に要する予算額と財源内訳についてお伺いをいたします。

⑤持続可能な防災対策についてお伺いをします。

(2) 防災に対する意識の啓発についてお伺いたします。

大災害が年数を経過し、町民の災害に対する意識も薄れている状況が見受けられます。これは私の感覚なのかもしれない。減災は町民の災害に対する日ごろの意識が重要と考えますが、その取り組みについてお伺いをしておきます。

(3) 防災マスターの資格取得支援についてお伺いたします。

各町内会ごとに防災マスターの配置をする考え方はないかどうか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 防災についてのご質問であります。

1 項目めの「避難誘導対策と備蓄品の現状と課題」についてであります。

1 点目の「避難誘導案内板の設置」につきましては、町では津波一時避難場所や津波避難施設などには案内看板等を設置し、円滑に避難誘導できるよう防災対策に取り組んでおります。

また国道などからの車による避難につきましても、避難誘導が必要であることから誘導案内板の設置について国に要望しているところであります。

2 点目の「高齢者及び障がい者の誘導対応策」につきましては、避難行動要支援者避難支援計画に基づき、要支援者の名簿の作成を進めており、現在までに 98 名の方々から同意を得ております。町ではこの名簿に基づき災害状況に応じて町内会、消防、警察などと連携し、要支援者の安全を確保するとともに誘導支援を図ることとしております。

3 点目の「備蓄品の現状と保管場所」につきましては、災害時備蓄方針に基づき、平成 26 年度から 28 年度までの3カ年計画で食料品、飲料水、毛布、カセットコンロなど備蓄を進めております。備蓄品の保管場所につきましては、現在、消防庁舎の防災センター倉庫に保管し管理しておりますが、今後は各地区の公民館、生活館などに配備し、避難された方々への迅速な対応ができるよう進めてまいります。

4 点目の「予算額と財源内訳」につきましては、3カ年合計で約 1,730 万円の予算額で、財源内訳としましては、一般財源 754 万円、北海道地域づくり総合交付金 840 万円、市町村振興協会助成金 136 万円であります。

5点目の「持続可能な防災対策」につきましては、避難した際の備えとして3カ年計画で必要な備蓄品を確保することで進めておりますが、食料品や飲料水などにつきましては保存期限があることから、順次更新しながら必要な備蓄品、数量は常に確保し災害に備えていくこととしております。

2項目目の「防災に対する意識の啓発」についてであります。

いつ発生するかわからない災害に対しましては、毎年実施している防災訓練などをおし、防災・減災対策の重要性や防災意識の向上に取り組んできております。さらに町民一人一人が日頃から災害に対する備えをすることが、防災・減災対策の上では大切なことと考えております。

今月1日の防災訓練では、町内会、学校・事業所などから約2,000人の方々に参加いただき実施いたしました。このような訓練をおし、災害に対する備えの大切さを新たにされたものと捉えております。

さらに防災・減災対策の重要性や防災意識を再認識していただく機会とするため、本年11月には食育防災センターを拠点として防災フェアを開催するため、補正予算をお願いしているところであります。

3項目目の「防災マスターの資格取得支援」についてであります。

防災マスター会は26年6月に発足し自己啓発、ボランティア活動を趣旨として、防災に関する知識や防災・減災対策の普及啓発に広く活動しております。町としましても、この活動に対する理解と関心を深めてもらうとともに、資格取得のための受講案内を広報等で周知するなどしております。

また、防災マスター会では、発足当初から各町内会へ出前講座などをおし、防災・減災対策の大切さや必要性をきめ細かく働きかけてきております。このような活動を契機に、防災マスターの役割に対する理解や関心をより一層深め、各町内会に防災マスターの資格取得者がふえていくよう、町としましても防災マスター会の取り組みを支援していくものであります。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。この防災についてはほとんど関連していくものですから、私も流れ的に質問していきたいと思っております。戸田町長、後で答えていただきたいのですが、（3）で私が質問していた防災マスターの資格取得支援について。この資格取得支援についての回答が今回回答弁になかったように思います。資格取得がふえていくようまちとしても防災マスター会の取り組みをして、支援していくという部分で、これをどう捉えていいのかわかりませんが、資格取得には多分経費がかかるのですね。ちょっと勉強不足でいくらかかるかというのは勉強していませんが。そういったものをまちとして支援できないかどうかということがまず一つの提案でしたので、後でちょっとその考え方は聞きたいと思っております。まず白老町は国道36号線に沿って社台から虎杖浜まで細長いまちなのです。交通量も大変多くて、今後、象徴空間の整備だとか、そういったことが進むことでさらに交通量、また交流人口がふえることが予想されます。確かに国道の4

車線化も含めて、そういったことに対応していかなければいけない。これは他地域といいますか、町外の方々も含めてこの国道 36 号線というのは使うわけですね。それでいざ災害が起きたときに町内外の人たちに周知すべき避難所への避難誘導案内板というのはやはり必要なものだと思うのです。白糠町にこの間ちょっと行く機会がありまして、今、白糠町では釧路沖の地震津波災害のことがひどくクローズアップされるものですから、国道沿いにもう出ているのです。その場所、場所によって重点配分されているのかもしれませんが。そういったやはり避難誘導案内板というのは必要だと思うのです。町道にはもうある程度できているということでもありますので、それに連動させるような形で国道からの誘導、そういったことが今後求められると思いますが、今一度戸田町長の考え方を伺いしておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 小関総務課危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 私のほうでご答弁させていただきます。確かに国道からの誘導するための標識というのは今やはりございません。町道でしたら町のほうで全て施設までの誘導を管理しているのですけれども、やはり国道の部分については開発局のほうが所管しているということで、以前からそういう誘導板、特に自動車が避難する場所について誘導板の設置ということは要望しております。開発局につきましては所管が胆振と日高のほうにまたがりますので、そこから全体を見渡して、重要度を優先するかどうかはちょっと何とも言えないのですけれども、ある程度予算を確保しながら順次つけていくというような考えで、今のところはっきり、いつつけますとは返事はもらっていないのですけれども、そういう要望については応えていきたいということで返事はもらっていますので、今後とも国のほうには何か機会があるごとにそういう要望はまた続けていきたいと思えます。それと、先ほど防災マスターの資格のことであつたのですけれども、基本的にはマスターの資格を受けるのは一日講習を受ければそれで資格が取得できるというものなのですけれども、基本的にはその受講料とかそういうのはかからないで無料になっています。基本的に何がかかるといったら、例えば苫小牧とか札幌でやる場合の交通費、その部分がちょっとかかるかと。その部分についてはご本人の負担で、あくまでも一般の道民の方々を対象にした講習会という位置づけでやっていますので、そういう資格を取得したいという人がいましたら自分たちでやってくださいというのは道の考えでありますので、それは町が受けてくださいという形でいいないので、あくまでもボランティアの自己啓発といった部分を意識した中で今のところはやられると、そういった部分でございます。

○議長（山本浩平君） 1 番、氏家裕治議員。

〔1 番 氏家裕治君登壇〕

○1 番（氏家裕治君） 1 番、氏家です。その防災マスターの地域に各町内会、町内会といっても今はほとんど小さな町内会があつたり、またふえている町内会、大きくなっている町内会も中にはあると思うのです。でもその小さい町内会は町内会なりに防災マスターの資格者、その地域と連携しながら近くにやはり 1 人はいてほしいと思うのです。そのために例えば、今、交通費は自分で

もってくれという話をしていましたが。講習受けて落ちたりするのですか。講習受けたら全て資格がもらえるのですね。そういったことであれば、例えば地域の方々にどういう枠組みがいいかわかりませんが交通費の補助ぐらいはしてあげて、そして取ってきてもらおうと。行政がやるといっても限りがあるでしょう。やはり地域の中でそういった人たちが活躍して、地域が盛り上がることは私は大事だと思います。行政のやることというのは、なかなか形にとらわれてうまく盛り上がらないというのがあったりするものだから、そういったことも含めてちょっとお願いしたいと思いました。本題に入ります。先月の8月1日付けで着任した室蘭開発建設部の部長、宮島滋近氏、管内の印象をこう言っているのです。知的好奇心を満たしたり、のんびりした観光ができる地域だと言っているのです。それで、またこの方というのは防災畑が長くて仕事から地形に興味を持つ、そういう自分の今までの経験から、そういう話もされている。だから今なのだと私は思うのです。今こそもっともって、例えばその国道からの避難誘導案内板の設置は今すぐできるものではないかもしれない。太平洋に面した低地のまちというのは白老だけではなくて、先ほど課長も言われたとおりいろいろあるわけだから、そういった地域と将来に向けて管内の市町村が力強く連携して、そういったものを一日も早く設置できるように実現に向けて要望していかなければいけない。これは白老町だけだったらなかなか難しいですね。本当に管内のそういった市町村がしっかり連携をして、開発局にしっかり要望していくと。こういったことがやはり大事になってくるのではないかと思います。そういったことも踏まえてやる防災訓練とかというのは生かされてくるでしょうし、やはり町内外、私も白老町を離れてほかのまちへ行くとそういった看板が見えるといいものだと思います。車で5分、10分までもいかないうちに避難誘導看板があるのです。それぐらいの感覚でいくと白老町ははっきり言ったら何箇所もいないでしょう、車で走るわけだから。そういうことも踏まえると開発局にもしっかりそういった地域連携の中で要望していただきたいと思います。それについての考え方をお願いします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 要望はしているところで、連携というお話がございましたので連携もしていきたいというふうに考えております。津波のときに高速道路を何とか避難場所にできないかということも、白老はすぐ山なのですけれども、ほかの多分むかわ町とかは山がなかなかないということで、1番の高台が高速道路ということで、その辺も連携してやった経緯がありますので、室蘭開発局とはいろんな形でまちづくりに対しての要望活動の場面もたくさんありますので、その中でほかのまちとも連携をしながら要望をしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。あと戸田町長、分野別災害に対して行政の避難援助を必要とする高齢者の障がい者の方々も含めて、人数だとか、それから今までの対応だとか、担当課別の誘導対応策について答弁いただきました。これはもう理解できました。でも、私が戸田町長に

ちょっと聞きたいのは、今後もそういった形の中で前向きにしっかり進めていっていただきたいし、そういった形の中で動いていただければと思いますけれども、障害者住宅はまなす団地の現状と課題については3月の定例会において戸田町長と一応考え方を私は共有できたものだと考えているのです。というのは、今現在の入居者戸数がどうなっているのかということも含めて、公営住宅新築までのすき間を埋める対策として居住者の転居、私はすき間を埋める対策が必要だということで、戸田町長も同感の考え方を示してくださったと思います。ですからあれからもう半年たちます。例えばいろいろな問題がある。住宅のそういった長寿命化の問題だとか、住宅のこれからの廃止問題だとか、いろいろあるかもしれないけれども、その中でこのすき間を埋める対策ということに対して現在までどう取り組んでこられたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） はまなす団地の関係でお答えしたいと思います。現在8戸あるうちの4戸の方が入られております。そのすき間の対策の部分についてなのですけれども、具体的な方策という形の中で入居されている方にお話とかは現在しておりません。前回お答えさせてもらった中で、例えば別な住宅のほうに移るとか、そういった部分でのお話は一度させてもらっておりまして、その中で移るといふ返事をいただいたということにはちょっとなっておりませんので、今後の課題という形の中で今残っているということです。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。竹田建設課長、返事をいただいているということ、相手がここでいいと言っていることなのか、それとも相手からそういった返事をまだもらっていないとか、意向を答えとしてもらっていないということなのかどちらですか。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 返事としましては、ここから移っても構いませんという返事はいただいているということです。団地を別なところに、別な障がい者対応の住宅に移ってもいいですという返事はいただいているということです。返事はいただいているのですけれども、そういう内容で返事をいただいています。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。それでは竹田建設課長と私が訪問してお話を伺った内容とはちょっとすれ違うのです。一日でも早くそういった住宅の環境を整備してほしいと。高波の音だとか、そういった音が気になると。あそこには海に面して垂直の棟が1棟あって、平行している棟が1棟ありますね。今8戸のうち4戸入っているとっているけれども、なるべくもうあそこには入れないと、私はそういうふうにしたほうがいいと思うのです。そして、先ほど災害対策の備蓄品の関係で3年計画で一般財源 700 数十万円、道の補助金だとかいろいろなものを使って備蓄

品だとか、そういったものに対して考え方がしっかりすれば、一般財源を使ってもあれだけのものを来年に向けて、あれだけの予算がいろんな知恵を絞りながらでもできるのだと私は思うのです。そうなれば確かに今のあそこにあるはまなす団地、あそこの方々を緑ヶ丘団地だとか、浸水区域外の団地を少しでも整備して入れるようにするだとか。それは一遍にはできないかもしれないけれども、いつできるかわからないような公営住宅の新築のことを考えていけば、それぐらいの計画をつくっていいのではないかと私は思うのです。だとか、例えば旭ヶ丘団地のもう空いているようなそういった部屋を改修して、あそこは避難場所として小学校、中学校があるわけでしょう。あの近くに持っていくだとか。浸水区域内だけ。でもそういったことも含めて考えていかなければ、この団地のことの安心感だとか、何かあったときに絵に描いた餅ではないけれども、津波は一つ想定しているかもしれないけれども、健康福祉課からあそこまで迎えに行つてどうのこうのなんてするような、そういうあれははっきり言ってないでしょう。文字にして文章にすればそういうことになるのかもしれないけれども、私は逆に言うとやはりもっと真実味、現実に立った物事に考えたほうがいいと思います。ですから、すき間を埋める対策と、少しかもわからないけれども財源をちょっと工夫して努力すればこれだけの財源がある。年に1戸ずつは改修できるとか、そういうぐらいの改修して結局は新しいものができたときにはそれは廃墟にしなければいけないかもしれないけれども、それぐらいの努力は私はまちはすべきだと思います。それについての考え方を伺います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 財政的な部分の視点も一部ございますが、まずあその住宅は国の整備で緩傾斜護岸を整備しています。ですので過去のそういう高潮対策ですとか、そういう部分はもうきちんと計算された安全対策は海岸整備で講じられていると。しかし東日本大震災から津波という部分が大きく取り出されて、今までもう想定外という言葉も使えないぐらいいつ来るかわからない、そういう震災に備えるべきというふうになってきて、今ご質問の趣旨にあるところになると思います。1番ちょっと原課で押さえているのと、氏家議員の押さえている部分で入居者の考えにちょっと違いがありますので、再度その点は原課を通してきちんと入居者の意向も確認したいと。今空いている住宅を本当に移る気持ちがある。あるいは私どもが以前に押さえていたのはやはり住めば都でここに居たいという意向が強いというふうに押さえていたものですから、その点をもう一度確認させた上で次の対策を考えたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） ぜひそこに住んでいる障がいをもった方々、確かに海が好きでどうしても海のそばではないとだめだという人も中にはいるのを私も知っています。でも、やはり障がいを持った方々については行政の政策としてしっかり物事を考えていかないと、後で大きなしっぺ返し、私はそれを心配するのです。だからそういったことも含めてもう一度あその意識調査をちょっとしてもらって、今後の一つの重要課題として取り組んでいっていただきたいと考えます。多分これ

以上の話をしても先に進まないと思いますので、これからの取り組みに期待をするものであります。それから、この防災に対しての持続可能な取り組みについてちょっとお伺いしておきたいと思えます。今、戸田町長のほうから答弁のあった持続可能な取り組みについては食料品だとか、飲料水などの備蓄品の確保だとか、そういったものをうまく活用しながら防災訓練などをやっていくのだという話がありました。確かに私もそれも一つだと思うし、私が議会にあがったところに備蓄品の数だと質問させてもらったとき、これだけですと、何でそれしかないのかという話をしながら質問に立ったこともあります。でも最近では確かにその備蓄品も必要かもしれないけれども、災害の対応ですね。例えば地震災害があつて、津波災害、また火山災害とかいろんなものがあつて、それにどうやって対応するか。最近では風水害、そういったものに対してどう対応していくのかとなったときに、備蓄品というのが、本当に限られた災害の中でしか動いていないというのが見えてくる。ですから、先ほどそういった訓練でそういったものをうまく使いながら意識を高めていくということも私は大事なことだと思うけれども、それ以前に子供たちを取り込んで、そして町内会活動に関心を持たない若い親御さんたちといいますか、全部ではないかもしれませんが、そういった方々の中にはいらっしゃいます。そういう方々への参画意識を高めていっていただきたい。日常の見守りだとか対話、体験、学んで楽しむ、そういった活動が大切だと私は思っています。子供たちを巻き込んで、町内会活動の中で、地域活動の中で楽しみながらそういった防災意識を高めていく。そういった防災活動に役立てていくというような考え方というのは私はすごく大事なことだと思うのです。そこでお伺いしますが、現在の子供たちの防災教育という言い方をすると、最初に教育については質問を上げていませんでしたので答えられなかったら答えなくて結構です。防災講習の現状、例えば子供たちも今小学校6年生、高学年、6年生とは限らない、10歳以上といいますから。4年生からできるのかもしれないけれども、大体小学校高学年の防災講習の実情、実態、そして受講する大人の人たちの傾向が今どうなっているか。そういったことをちょっとお伺いしておきたい、数字を私が勉強して聞けばよかったですけれども、ちょっとお伺いしておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 教育関係、子供たちから防災教育の一貫として応急手当講習を行っている関係がございますので、その関連で消防のほうから回答させていただきます。実は平成5年に応急手当の実施要綱が制定されまして、平成7年からスタートしまして、平成16年にはAEDを使ってやりましょうということでスタートして今現在に至っております。今の氏家議員の質問の中にありました応急手当の救命入門コースというのがございまして、これは国のほうの教育にかかわる省庁からの通達という関係で、氏家議員が言いました国の指針では10歳以上を対象としてやるということになったのですが、当町でこれをやるにあたりまして教育委員会、学校長と話し合いを行いまして6年生を対象として実施しております。実際入門コースは1時間30分なのです。ご存知のとおり普通救命講習は3時間なのですが、1時間30分の講習内容になっております。それで、現在、虎杖小学校で11名、竹浦小学校で5名、白老小学校で31名、合計47名の児童がこの入門

コースを受けております。これ以外の小学校はこれから実施する予定で当消防本部のほうに連絡が入っている現状でございます。また、中学生も対象となっております、25年に白翔中学校が55名、受講していただいております。26年も白翔中学校52名受講していただいて、白老中学校は今年度実施するということで相談は既に受けております。平成7年から当町におきまして行われている普通救命講習の受講者につきましては、現在1,262名の方が受講しているという現状にあります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

〔1番 氏家裕治君登壇〕

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。今、中村消防長からお話があったように、小学校の高学年の子たちもそういった入門コースというか、そういった形の中で災害時の役に立てるような、そうした知識を学ぼうとする取り組みが行われている。平成27年からということで今年度から始められた事業だと思いますけれども、すごく大事なことだと思うのです。それから中学校においても、もう白翔中学校では107名の方々がこういった一般講習というか、救命救急の講習を受けて、そういったものがいざというときに子供たちの力も借りるような場面で生かされる、そういった教育がされているということは本当に素晴らしいことだと思います。先ほど私も言いましたけれども、持続可能な取り組みというのは例えば高齢者の方々が多くなってきた町内会だけで何とかしようと思ってもなかなかそれは難しい。先ほど言いましたけれども、楽しみながら、それから経験、そして体験だとか学ぶことの楽しみなんかも取り入れながら、そして執り行っていくことが私は持続可能なこの防災に対しての意識づけなのではないかと思うのです。行政が進める防災に対しての意識づけだとか、例えば地域が担う防災に対しての位置づけなんていうことをたまに考えることがあるのだけれども、先ほども同僚議員から防災マスター会の話がちょっと出ていましたけれども、ことしの6月定例会の中で総務文教分科会の活動報告がありました。これに防災マスター会との懇談の内容が出ていました。詳しくは言いません。ただここの中で一つの課題を挙げられているのです。防災マスター会の課題、4点ほどあったのですけれども、その中の1点、町内会との連携が必要なのだというところがあります。それから防災教育へのかかわり方が必要だと。防災教育へのかかわり方については、今、中村消防長から示していただいておりますので、今後そういったことが継続されていくことが大事なのだろうと思います。やはり町内会との連携なのです。各町内会の中にそういった防災マスターの資格を取った方が1人でもいると、町内会単位で盛り上がっていくことができるのではないのかと考えるわけです。白老防災マスター会の位置づけも大切だと私は思うのです。活動する上での例えばまちとしての支援。それから自主防災組織といわれるのが白老町である程度数値としてあらわれて全道何番目とかというふうにして出てくるのだけれども、果たしてそれが実態にかなうものなのかどうか。でもそれをちゃんと生かすも殺すもこういった防災マスター会の方々のいろんな力を借りながら活性化していくことで、ペーパーが実際の活動に役立っていくようなそういった計画にもなっていくのかもしれない。そういったことをやはり白老防災マスター会

の位置づけとして、自主防災組織を支えながら日常の防災意識を高めることにつながるのだという、そういった位置づけをきちんとしていかなければいけないだろうと。しているのだと思うけれども。そして私は行政の役割というのは環境の整備だと思うのです。例えば計画をつくったり、そして支援策、先ほども言ったけれども資格を取るのに交通費を自分で負担しなさいと確かにそれを言うのは簡単かもしれないけれども、やはり町から、例えば町内会、何人規模の中で1人ぐらいは何とか申し込みでも何でもいいですと。そういった形の中で取り組んでいただいて、そこに配置できるような体制づくりができれば私は実際の避難行動だとか、防災に対する意識の高揚については、地域で考える力をつけていく、地域で考える力をつけていくということが大事になってくるのではないのかと考える点から、先ほどもそういった防災マスターの資格取得について、町として支援していただける部分についてはしてはどうかという話をさせていただきました。

またこれは最後になりますので全部関連したことを1回ちょっと質問させていただきます。そんなに難しいことではないと思います。そのためにも町内会ごとに、また小さな町内会は、先ほども言ったけれども連携しながら、そういった取り組みができる地域と地域の活性化にもつながっていくだろうということは言わせていただきました。また地域コミュニティの強化にもつながってくると思うのです。そういったことで行政がやる避難訓練ではなかなか何年かすれば飽きたという人も、私の認識かもしれない。私の会う人、会う人がみんなそういうふうにするから、私は実際行っているだけけれども、でもそういう認識なのです。だから同じことをやっていくと結局は新しいものを求める。戸田町長先ほど11月に何かやると言っていましたね。防災フェア。こういったことも一つの手なのかもしれない。でも仕掛けとしてはいいと思うのだけれども、常日ごろの防災意識というのはやはり地域で考えていかなければいけない。その地域に力をつけさせなければいけない。そこに光を当てていかないといけないかと思えます。ですから地域コミュニティの強化にもつながることから、再度また言いますが、そういった地域の中に防災マスターというような資格を取った方々の配置を進めていく。資格助成、資格にはお金がかからないといっているから、その交通費だとか、そういったものの助成を、全ての人にやれというのではなくて、ある地域ごとに取ってきていただけるような人たちに助成をしていく、そういった枠組みを設けてもいいのではないかと思えます。なおかつ、そこの子供たちの力も借りながら楽しく学べる防災教育、また防災訓練のあり方などもしっかり考えていくべきだろうと思えますので、それについての答えをいただいて私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず防災意識といいますか、防災に対しての総括的な考え方を述べられたのかというふうに思います。ご質問の中で言われたとおり、地域で力をつけていくと。このことにつきましては本当にそのとおりで、ここ何回か防災の講座、研修会等々を開いていますけれども、そこでよくいわれているのは自助、共助、公助、まずは自分でできることは自分でやってみようということですから、それが個人のことは個人で、できることは個人で。それでできなければ助

け合って共助と。大町地区のところのお話を聞くと、そこに近所というのが入るということでいえば、やはり町内会が1番身近な組織母体になるのかというふうに思っております。そういう中で今まで数年来、町内会を主体として自主防災組織の結成をお願いしてきたと。ただご指摘のとおり、組織はつくったけれどもどう動いていいのかわからないというのも一方では実態なのかと。災害というのは本当にいつくるかわかりませんから、組織はつくったけれども土曜日、日曜日ならいいのだけれども、平日ではそのメンバーになった人が会社に行っていますとか、すぐ来られないと、防災の業務にかかわるといようなことも現実的にはやはり出てくるだろうというふうに思いますので、やはり地域全体で自主防災組織をつくったときの運用の仕方ということが重要な地域のコミュニティなのかというふうに思っています。いろんな防災というと防火も含めて町内会でそういう自主組織があったり、それから婦人防火クラブがあったりというように自分たちで自分の身を守ろう、地域を守ろうという気運を上げていくというのは非常に大事なのかというふうに思います。そういう中で一つの手法としてせっかく北海道で防災マスターという講習会を開きまして、そういう資格とございますか、そういう方々を受講して何人か白老も当初は1名、2名の数字でしたけれども、今20数名、そこら辺までできていますので、もう少し気運を上げて、各町内会の自主防災組織はつくったけれどもその中にももう少し中心人物をつくり、そういうような形で防災マスターが各町内会1名ぐらいついればいいというのも願えればそういうふうになってもらいたいというふうに思います。そういう中ではまだそこまで自主防災組織の活動をまずは気運を上げるということで行政のほうも各町内会の支援をしながら、防災意識の高揚に努めていきたいというふうに思っています。毎年9月1日、防災の日その前後で防災訓練やっていますけれども、実質自主的に参加したり、昔でいえばちょっと計画書をつくって計画のとおり行動するというのがありましたけれども、今はもう少し実践に組んでとございますか、実践に近いといようなことで自主的に参加したり、促したりといようなことをきています。防災の日の訓練、合わせて先ほど言った11月に防災フェアも予定しておりますので、そういう中で行政のできる環境支援とございますか、そういうことは行政の範囲の中でやっていくと。それからやはり仕掛けとしては地域がやはり力をつけてもらうといような仕掛けもしていかなければならないというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 以上で、1番、氏家裕治議員の一般質問を終了いたします。

以上で、9月会議の一般質問は全て終結いたしました。

ここで暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 後 2 時 2 0 分

再 開 午 後 2 時 3 2 分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◎議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第4号）

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第4号）

を議題に供します。

提案の説明を求めます。安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第1号、平成27年度白老町一般会計補正予算（第4号）。

平成27年度白老町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,528万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,378万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月4日提出。白老町長。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方、どうぞ。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。15ページの認定こども園の施設整備事業について伺います。これは28年4月から、さくら幼稚園が認定こども園を実施するということでの予算の設定だと思うのですが、ゼロ歳から2歳児を受け入れるということでの施設整備事業ということなのですが、どれぐらいの人数を受け入れるのかということと、今、子供の少子化で幼稚園児も減っていると思うのですが、増設するのかそれともゼロ歳から2歳児を受け入れるための特別な整備をしなければならないのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） まず施設の大きさですけれども、面積等は一切変わらない中で3歳未満の子供たちを受け入れるための設備になります。人数は3歳未満は全体で10人です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。これは、今、小規模保育ということでゼロ歳から2歳まで各地域で保育所のないところは必要があればつくっていいということになっておりますが、今回認定こども園になることで、この20名というのはさくら幼稚園は全町から来ていると思うのですが、全町に対しての募集になるのか。もしそうであれば送り迎え等はどのようにこの認定こども園として考えていらっしゃるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 認定こども園として送迎とか、特にこちらのほうにはどういうふうにするかというのはまだ聞いていない状況でございます。これは全町的です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 吉田です。小規模の保育園をゼロ歳から2歳まで受けるということは、

その地域に保育所がなくて、それで働くお母さん方の支援をするために家庭的保育とか、そういうものが認められたわけですね。認定こども園はもちろん白老は認められておりますけれども、そのひとり親家庭とかそういう方が送り迎えをすることが大変なのではないかということでそういう小規模の保育園、保育所が認められたわけですね。ただ問題はゼロ歳から2歳、3歳未満ということですので、こういった面で送り迎えがないということは、その親が送るということは、認定こども園は幼稚園主体とそれから保育所主体と合同で一緒にやるということとあるのですけれども、あくまでもさくら幼稚園は幼稚園主体の認定こども園であって、その保育所機能の部分は必ず送り迎えをするということになってくるのかどうなのか。その辺はやはり認定こども園をつくるときにきちんと検討されていると思うのですけれども、その点が一つと、それからあくまでもそういうふうに機能が分かれていますから、幼稚園の就園補助ありますね。就園補助はあくまでも幼稚園としての入学した子供にはなるけれども、保育所機能を生かす子供たちに対しては保育所のサービス事業になって、町、国が負担していますので、今の保育料体制は変わらないのかどうなのか。そういうことでお聞きしたいと思います。

それとこれは関連で一ついいですか。一つだけちょっと心配なことがあって、どうしてもここで聞かなければ聞けない。緑丘保育園のボヤ騒ぎがありましたね。私はやはり施設の老朽化ということで、耐震も十分でないところもあって、やはり小さな子供たち精神的にショックを受けていると思うのです。こういったことで二度とこういうことのないように、また、その今後の老朽化の施設をこういった問題が起きないようにどういった対応をされていくのか、その点だけちょっと伺わせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 送迎に関しては申し訳ございません、私確認しておりませんので別の機会にちょっとお答えしたいと思います。あと老朽化に関しましては今後施設の改修かは確認という形で対応させていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。

休 憩 午 後 2時40分

再 開 午 後 2時42分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

渡辺子ども課主幹に発言を認めます。渡辺子ども課主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） それでは就園奨励費についてお答えいたします。現在、幼稚園ということで、保護者の経済的負担を軽減するという目的で幼稚園就園奨励費を保護者の方にお支払いしているところです。これが認定こども園になりますと、就園奨励費というものがなくなりまして普通の保育料になります。ただ、幼稚園機能を使う子供さんに関しては1号認定ということで幼稚園の保育料の基準ということになります。あと2号、3号で一般の保育所機能を使うというこ

とであれば、保育所機能としての保育料の設定の金額になります。以上です。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 先日の保育園の火災に関する対応についてのご質問かと思えます。私も議会が終わってすぐその出火場所を見に行きまして、ちょうど理事長、それから園長がおりましたのでそこでのお話をしてきました。子供たちへの状況については大きなショック状況というか、そういうものはないと。そういうふうなことを押さえて次の日からすぐ保育園の再開もしております。老朽化に対応することについては、まだ具体的には理事長含めて話は、この火事の件からの漏電というふうなことがあって、50年に移管というふうな町からなってからかなりたっていて、電気周りの点検がされていなかったというふうなこともわかったので、そこら辺のところは再度また緑ヶ丘保育園の理事長とも話をしまして、今後考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。3番、齋藤征信議員。

○3番（齋藤征信君） 3番、齋藤です。13ページの番号制度導入の問題について380万円が計上されておりますが、この件につきまして、これは国の事業でありますので、それは承知の上で話を聞きたいと思えます。答えづらいかもしれませんが、提案された以上は町がどんな考え方でこれを提案しているのか、その考え方、見解を伺いたいというふうに思ってお聞きしたいと思えます。この制度は10月から開始で来年の1月から個人番号が利用され始めるという、それが開始される制度というふうに捉えてはいるのですが、そこでまず一つお聞きしたいのは、この番号制度はいろいろと複雑な部分もあり、まだどんどん変わっていくという要素もあるように聞いております。そういうこの複雑な番号制度、これは町民の中ではどのように周知されて、みんなが中身がわかって内容までわかった上でこれを10月に受け入れられるものなのかどうかと。その辺ちょっとみんなに徹底されていないのではないかと、中身が余りわかっていないのではないかとというような気もあるので、そのあたりはどうかということの一つ伺いたいことと、改めて整理すると制度のねらいというものを簡潔にお話し願えればというふうに思えます。それと関連して、従来、住基カードがございましたね。住基カードとの違いというのはどこにあるか。そのあたりまず意見を聞きたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 私のほうからまずマイナンバー制度の周知の関係でお答えさせていただきます。実際ことしに入りましてから、このマイナンバー制度の周知につきましては、まず町のホームページのほうで掲載しております。あと4月から出前講座の内容の中にマイナンバー制度の出前講座を新たに設けまして、現在2町内会から依頼を受けまして、もう既に実施しているところではあります。町内会に出向きまして出前講座を開催しております。その中でいろいろやはり疑問点がたくさん出てくるのですが、1番気にされていることはセキュリティの問題です。そういう部分がやはりどうなるのかと。年金機構の問題もありますので、そこら辺が1番心配だというようなお話を多く聞いております。あとパンフレット、チラシ等も町内会さんを経由して

班回覧とかもしております。あと公共施設とか福祉施設にチラシ、ポスターを張ったり、4月に町内会長会議の中でも町内会長さん側のほうにご説明申し上げております。今後の予定としては、また10月に出席講座の依頼が連合町内会のほうから北吉原なのですが入っております。あとこれも10月なのですが行政相談説明会の一貫としてマイナンバーを説明してもらえないかというようなことがきておまして、周知の方法については、10月に実際に通知カードが交付されます。それをその前に10月広報という形で周知する予定です。あと1月にも今度番号カードの交付ということになりますので、1月広報にも周知する予定です。以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） それではこの番号制度の趣旨といいますか、考え方でございますけれども、ありきたりの答えにはなってしまうかもしれませんが、この番号制度を導入することによってさまざまな効果を国でも想定しておりますが、主にはやはり正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平性が図られるということ。それから社会保障や税にかかわる各種行政事務の効率化が図られるということ。それからITを活用することになりますので添付書類が不要となって国民の利便性が図れるといったようなところが今回の番号制度の導入の趣旨というふうに押さえてございます。また3つ目の質問で住基カードとの違いということでございますが、あくまでも住基カードについては住民基本台帳法に基づきまして住民票を補足するといいますか、そういうカードで、それが身分証明書のかわりにもなりますというカードというふうに押さえてございます。そういう個々人の側からすればそれは同じようなカードでございますので、今回のマイナンバーカードにつきましても同様の目的といいますか、あくまでも身分証明書的な、免許証にかわるものとしてそういうものが使われるということもありますし、また、それを使って、今後、今新聞でもいろいろ議論になっております消費税の還付の関係ですとか、そういった部分で新たな今後の活用ということで、そのカードを使うということも今後考えられているようで、住基以上に活用されるようなカードというふうなことで捉えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 今の答弁からわかることは、集中するというだけでも一部分になっていませんかということ。これは国民全員がそういうふうな立場に立つのに、その一部分のところで説明がされているだけになっていないかどうかという、そういう心配が一つ。それから大黒総務課長の答えの中で、確かに行政サイドからいうとすごく便利なもの、効率の上がるもの。個人的に個人証明書ぐらいで、聞けば随分気楽なものだというふうに思ってしまうのですけれども、私はそうではないだろうということで心配があってお聞きするのですけれども。現在、マイナンバー制度というのは3分野、社会保障と税とそれから災害ですか、この3分野の部分でやると。それをさらに除々に拡大はしていくというふうになっているはずなのです。その社会保障だとか税だとかということになると、その個人の情報というのはかなり細かに分析されて、そこの中に入らなければならないだろうというふうな、もう情報の一元化、それを全部集めて、個人の情報を集めて一人一人のプラ

イバシーにかかわる、それを一つの番号で全部管理してしまうと。そうなってくるとどういうことを考えるかという、そういう個人の情報を全て、今のところそうなるのかどうなのかは答えられないかもしれませんが、個人の情報が全部入ってしまうということになると、個人の情報が丸裸になってしまいますね。聞いてみれば個人の財産、収入、そういうものが全部その中に入ってくるともいわれていますね。そうすると本当に個人の持っているプライバシーというのは全部管理されてしまうということになる。そのことが1番恐ろしいことなのです。そのことはどういうふうに考えたらいいかと。そこが1番心配なところなのです。考えますと、どうしてそうなるかというと、ことしの6月ですか、年金機構の問題で大量の流出事件がございましたね。あれもすごい数だったはずですが。年金機構のやつは情報が流出したのは125万件ですか、そういうのがありました。そのほかにも公的な機関で流出事件が何件かあったはずですね。それはこれからのとは違ってパソコンの中にウイルスが入って、そして情報を持ち出されてしまったという、そういうたぐいの事件ですけれども、全部合わせると何百万円とか1,000万円とかという数になるのですね。行政としてそのあたりをどう押さえているのか。今までそういう事件というのはどんなものがあつたのか。その辺を押さえているかどうか、その辺を伺っておきたい。これは危機管理という面からいってどうなのかということでお聞きしておきたいのですが。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） まず1点目の周知が一部分といいますか、部分的になっていないかというご質問に対しましては、私のほうからは、確かに、今、町民課のほうで鋭意、努力しながらいろいろな媒体を使って、あるいは出向いて周知を行っているところでございまして、ややもすれば一部という部分もあるのかもしれないですけれども、これにつきましては白老町、行政としましても、さらにやはり皆さんにご理解いただくような対応を今後もしていく、努力を惜しまないでやっていく、ということしかご答弁できないのかというふうに考えてございます。それと次に今回のマイナンバーの趣旨、個人的には余り恩恵がないのではないかとということでございますけれども、確かに行政にとっても非常に効率的な制度というふうに捉えておりますし、個人側にとってもやはりこれまでよく言われていることですけれども、いろいろ添付書類があつて、それを1カ所では済まなくていろんなところに取りに行きながらとっていたところが、今回そのマイナンバー制度を導入したことによって1カ所で全てその番号で全部整理するということで、個人にとっても効率化というメリットがあるというふうに押さえてございます。それでプライバシーの観点から全て管理してしまうのはどうなのか、いかがなものかというご質問でございますが、今回マイナンバー確かに全部番号が付されて、そこに個人情報が入ら下がるような格好になりますけれども、これまでもいろいろな手続き上で、例えばですけれども預貯金が必要な場合はそれも金額であつたり、それも押さえる必要があつたわけです。それを必要な場面で、必要な部署が最低限の情報を取るということに限られておりまして、不必要なものについては罰則の規制もありますし、厳しくそれは取り締まられることになっておりますので、あくまでも今までやっていたものを1カ所に集めることによ

って効率的にできるということで、特に何でもかんでも全部情報がさらけ出してしまうということにはならないというふうに押さえております。

それから最後のご質問で6月の年金機構の個人情報の流出という、これに絡みまして、実は国のほうも、当初、この番号制度を導入するにあたって、行政に対してのセキュリティ関係についてはちゃんとやってくださいというような程度の記事がきておりましたが、やはりこの事件、事案をきっかけにそれぞれの自治体に対してもさまざまなセキュリティ対策をとりなさいというような文書が入っておりました。最初に入ったのが6月12日付けでございますが、ただ、その後8月にもまた再度きまして、マイナンバー制度が10月5日から施行されるということで、必ずその対策をしてくださいというような内容の文書でございました。ここはどういうことかといいますと、今回のこの年金機構もそうなのですが標的型メールといいまして、役場でもあり得ることなのですけれども外部からメールが来ますと、そのメールが業務に関連するような名称の文書、表題できた場合は私どももそれは関係するののかと思ってそれを見て、そこにいわゆるここを開いてくださいというようなアドレスがあって、それを開いてしまうというところがあって、実際それが開いたことによって、そこでいわゆるウイルスが侵入して、それで侵されて遠隔操作で情報を抜き出されたということで、いわゆるインターネット系の外部からそういう線と内部の住民基本台帳を含めた個人情報のネットワーク、これを分離しなさいという、簡単に言えばそういう話です。それで、実は本町の場合はこの辺のネットワークの取り組みが早かったものですから、実は白老町一緒なのです。住民基本台帳の個人番号のネットワークと外部のそういうインターネットのネットワークというのが同一のもので動かしているということで、もちろん、だから全部流れるということではなく、ファイアウォールといいましていろいろな部分で押さえてはしまして、実際今までそういう漏れた案件は本町はございません。ただし、これをきちんと分けなさいということでありますので、本町としてもこれは他の自治体もやっていないところはそのような動きがあるものですから、本町もその対策をしなければならぬということで、国の助成等支援制度がないかどうかそれを待って、それを見きわめた上で新年度当初予算で行う考えは持っておりましたが、財源措置は非常に少数の特別交付税で一部が補填される程度の非常に少額な支援しかない、ということが最終的に8月31日の文書でわかりまして、それでなおかつ即座にそういう対策を取りなさいということで、今回この会期中にまた補正予算を上程させていただき、その対策は本町でも行いたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 私が知っている範囲でもその年金機構で125万流出したというほかに、東京商工会議所、そここのところで1万2,000件、業者の情報が流出してしまったと。それから通信教育大学ですか、そこでは1,000万件の名簿が全部持ち出されて、それを名簿業者に売られてしまったと、こういうような事例があるのです。これはまだ今押さえてるのは名簿や簡単な内容だと思っただけけれども、これから始まるのはもっともっと中身の濃いものであると思うのです。それはもっと濃い情報が入ったもの。そうやって考えますと、必ず国際ハッカー団がいて、そういうの

を集中的にねらう集団もあるわけです。必ず機械の中に入り込んで悪さをしようと。それで一儲けしようという集団というのがいるわけで、本当にそういう対策がどこまで取られているのか。今お話があったのをもっと逆にいうと、それぞれの国々でもマイナンバー制度、この番号制度というのは取り入れているらしいですけれども、その状況というのはわかりますか。制限をしてきている方向で動いていると。やはりもう対応しきれなくなっているという、だから全部やめたとはなっていないのでしょうか、かなり制限を加えてきているという、そういう方向にあることをいわれているのです。そういうことをちゃんと押さえているかどうか。それを上からの命令で注意なさいということだけではとって対応できる代物ではないというふうには思うのです。その各国の情報というのは押さえていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 今、私の個人的な知識の中では各国、どういった国がどのぐらい、どういった形でということまではちょっと承知してございませんが、日本以外のほかの国においてもマイナンバーを導入しているということを承知しておりますし、またそういう中で、全てとはいいませんけれどもその一部の国ではやはりそれを制限しているというような問題点を指摘している情報も私も見たことがありますので、そういった議論はいろいろあろうかというふうに押さえてございます。ただ、今、国が進めて、なおかつセキュリティに対してはもちろんこういう自治体に対してもかなり厳しい助言があったり、あるいは国の中でもさまざまな取り組み、さらなるそのセキュリティ対策を講じているような動きで動いておるのを認識してございますので、その辺は今私の答えの中で絶対大丈夫だとはそういうことは申せませんが、それに向けてそういうことのないよう国も自治体も一緒に努力していくということになろうかと思えます。

○議長（山本浩平君） 簡潔をお願いします。3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） それの全部保管をしなければならないというのも大変だし、それをいちいち買い物をするのもそれを持って歩かなければならないとかというのは、それは保管が大変だということになって、それに先ほどいったような怖いからも嫌だといった場合に、そのカードを受け取り拒否という権利というのは国民にはないのですか。それだけ聞いておきたいです。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 国のほうからいろいろ問答集とかきて、そのマイナンバーカード、あるいは通知カードの取り扱いについてきているのですが、その中でまずは通知カードが10月に発行されて手元に届くと。これは拒否できません。あと個人番号カードですね、これの申請についてはその個人の自由というような形には一応なっておりますので、最初の10月に発行される通知カードを拒否するという形にはならないかと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 簡潔に何点か伺います。まず15ページの認定こども園の関係です。これは3月の予算審査では、こども園をことしから開設するという話を聞いていたのですけれども、

何か 28 年度からという話なのですが。その実態をちょっと確認したいと思います。そのほかに財政規律の観点から財政課長のほうにお聞きしたいと思います。いつも私言うのですけれども、これだけの大きな新規の事業は当初予算で予算審査、あるいは予算計上した中で考えるべきなのだけども、多分答弁は補助金が決まる決まらないという答弁になると思いますけれども、この辺の部分についてはどうなのかと。あえて言うのは、だから認定保育園が当初予算のときは認定保育園になった、ことしから開園するというような言い方になっていたものだから、なぜそうしたら今ごろこれが上がってくるのかということです。それと、その一般財源が 1,249 万 9,000 円ですね。これは大きな額です。これは当初見込みで予算査定のときに財源留保で見ていたのか。あるいは想定外の支出になっているのか。今の財政健全化プランとの整合性がどうなっているのかということをお聞きします。

それと 17 ページの白老の霊園、これは議案説明会のときもこういうふうに繰出金を出して多分当初計画との収支はわかっていたと思うのです。だけどこの計画書を見ると私が言ったのは、今の手元にある計画書でいけば毎年繰出金が出ると、計画が狂っているから。では将来どういう形の収支計画になるのかを出してくださいと言っただけけれども、これは何かよくわからない当初計画の収支みたいなものだけけれども。この辺の説明と、それと基本的なことを財政課長に伺いますけれども、これは特別会計ですね、そうすると繰入金によって今これは会計収支ゼロとしているのですけれども、本来は、会計運営上、繰り上げ充用で赤字になって会計処理するはずなのです。それで次のときに繰り上げ充用ということなのですからけれども、きょう収支計画書が出ましたけれども、その辺の兼ね合いがどういうふうになるのかということをお聞きします。

それと 21 ページの文化財行政事務経費、これは議案説明会で文化庁の職員が仙台陣屋を見ると。これは否定しませんし、あの状態をぜひ見てほしいと思います。ただ伊達、白老でその旅費を負担することにしていますね。ということは文化庁の職員はどのような立場で、あるいはどういう権限を持って視察に来るのかということです。この辺お聞きします。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 認定こども園の関係でございますが、今年度 27 年度は小鳩保育園が保育園から認定こども園ということで本年度となっております。今回補正に上げさせていただいたのは来年度さくら幼稚園が認定こども園になるための補正予算でございます。町としましては認定こども園の移行を促進しているところでございますので、今回当初 27 年度の予算の計上を考慮しておりましたが、さくら幼稚園の事業費の内容がまだ確定しておりませんということで、あと補助金の補助がありますので国との調整もございまして、それが決まりましたので今回補正としてあげさせていただきました。

○議長（山本浩平君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） まずただいまの認定こども園の関係でございますけれども、当初予算の中で議論できなかったのかと、何で今の時期というご質問ですけれども、これは今下河子ども

課長のほうからもご説明ありましたが、当初より議論がありまして、ただ繰り返すようでは申しわけないのですけれども、私立幼稚園側の事業費の確定、それと補助金の確定がこの時期になったということで当初計上はできなかった状況でございます。また一般財源に 1,000 万円ほどの大きな財源でございますけれども、当初より交付税のほうで留保財源として 5,000 万円ほどを見込んだ中で補正財源を確保した中で、27 年度の中のこれを含めて年度間全体の財源は確保した中で進めていたという状況でございます。また、特別会計、墓園会計の繰り出しの考え方でございますけれども、前田議員の言うとおりに本来は特別会計でございますので、独立採算、当然収支均衡をしなければいけないというような状況でございます。ですが、昨年来より一般会計から繰り出してありまして、本年度も収支決算については生活環境課長から説明があると思いますけれども、区画的に 11 区画以上売らないと元利償還金を年間として払えない。9 月償還 150 万円の半年分見ても 11 区画以上売らないといけないという状況でございます。今回は 4 月からお盆ぐらまで 3 区画しか売れなかったということで、原課も努力はしておりますけれども、今後繰り出しをしない状況でいきますと、特別会計の中で一時借入金をもって利子も負担していくということで、一切現金は持ち合わせていない状況でございますので、結果、年度末には詰まってしまうと。結果的には繰り上げ充用という形になりますけれども、これを毎年この状況が続けていくと、繰り上げ充用のままでいくと、累積される赤字額が墓園会計でどんどんたまっていくとなると、一般会計の負担がますますまたふえていくということになりますし、特別会計までずっと寝かせた分の利子もかかってくるというような状況がございましたので、今回はまずは 9 月分までの元利償還金の差額分について繰り出しを行い、また、来年 3 月分までの部分は原課のほうであらゆる努力をしてもらって区画を売っていただくというような努力をした結果、またちょっと検討してまいりたいということでございます。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議案の第 3 号の追加資料としてきょう配布させていただきましたが、今回前日に配布させていただいたのですが、ちょっとそちらの数値に 25 年度のところが計画数値が入っておりまして、それできょう訂正させていただきました。申し訳ございません。それでこの収支計画表についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、23 年度に造成いたしました白老町の墓園造成事業の償還につきまして、特別会計の収支をこちらのほうに表としてございます。それで、こちらの色が変わっています 23 年度から 26 年度までにつきましては実績数値を入れてございます。それから 27 年度以降については計画値を入れてございます。基本的にはこちらのほう、左側に収入、右側に支出とございますが、1 番左側のところがございますのは起債で借りた金額が 3,790 万円という形で入っております。それから支出のほうで真ん中にございますが、起債の償還額というのがございますが、そちらのほうは元利合わせて最終的には 4,324 万 7,897 円、こちらを 39 年度までに償還するという表でございます。基本的にこの色が変わっている実績のところを見ていただければと思うのですが、収支の収入のところでは一般会計の繰入金と

というのがこちらのほうにございますが、25、26 と入っておりますが、これは一部事務費等も入っておりますが、基本的には26年度のところにあります24万9,735円とありますが、そちらが前回26年度において最終的に本来その起債償還額の財源として賄うべき使用料が足りなかったということで、一般会計から繰り出しをいただいて特別会計で繰り入れさせていただいた形になります。それで、今後27年から計画が入っておりますけれども、実際これを見ていただくとおり、なかなかこちらの生活環境課としてはいろいろな販売についての、例えば登別市とか、あと町内もちろん、近隣の石材の会社のほうにパンフレットを持って回ったりという部分もありますし、営業といたしますか、墓園という形ですので、広報だとかいろいろな部分で周知をしておりますが、なかなか起債償還額の財源になるべく販売する部分は難しいというところが実際ございますので、ここは計画をやはり見直した中で、まずは最低限、償還額を何とか確保できるような、今でいきますと基金積立金というところが27年度入っておりますので、そういったもの売った余分な分を基金に積み立てるような、当初のこれはあくまでも計画でございます。そういった計画になってございますので、何とか起債償還額を確保したいと考えておりますが、現状としてはなかなか先ほど安達財政課長から説明ありましたが、今8月末現在で3区画しか売れておりませんので、150万円の実際の償還額に対して42万円の収入しかございませんので、今回補正をさせていただいて一般会計からいただくという形になってございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 21 ページの文化財行政事務経費の旅費、費用弁償についての質問でございます。まずはどなたを招聘するのかといたしますと、全国の史跡、特に北海道の史跡の環境整備を指導する、また予算配分を指導する立場にあります文化庁記念物課の調査官1名、それと北海道教育委員会の博物館文化財課の担当の職員を招聘する計画になっております。10月に洞爺湖町にあります入江・高砂貝塚における施設整備委員会に文化庁調査官、それと北海道教育委員会の担当職員がいらっしゃるということで、すぐ近くでございますので史跡白老仙台陣屋の現状を視察してもらい、いわゆる修繕も含めた環境整備に向けたアドバイスをいただくため招聘するものでございます。なお旅費につきましては招聘自治体の折半というか、そういう自治体が負担することになっておりまして、洞爺湖町で半分、うちで半分ということになっております。うちにおきましては1泊、1日分の日当、それと片道分の航空機代、北海道教育委員会の職員におきましてはJR代、そういうものを計上させていただいております。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 先に墓園の関係であります。私はこれを会計上まずいとか、どうだとかという意味で質問しているわけではないのです。これは将来にわたって今我々も現実を認めて、これから特別会計がこういうような運営になるということをやはり早めに我々理解しておいたほうがいいと思うのです。その都度前後がわからないで出てくると大変なことになりますのでそういう意味でお聞きしました。ということで山本生活環境課長のほうでも努力するといっていますので、

なるべく一般会計に負担がかからないように努力する必要があるかと思う。それで次に2問目ですけれども、認定こども園の関係で、その認定こども園の整備費の財源内訳を見ると国庫補助金で保育所整備交付金を見込んでいるのです。もう一つは認定こども園になっています。それは何を言いたいかというと、先ほど同僚議員が緑丘保育園の老朽化、あるいは古い配線で漏電したと、こういう状況であると。しかし、今、緑丘保育園は大規模改修をやっているのです。片方では来年のこども園見込んで約4,000万円の補助金で町費約1,300万円の補助金をつけていますね。これは古俣教育長、この緑丘保育園が大規模改修をやっている実態と、この園のほうからそういう保育園ですから、国の措置費云々の関係で話はきていないのですか。あるいは当初予算で町のほうで先ほど安達財政課長が言いましたけれども、この緑丘保育園の関係の大規模改修の話はきているはずなのです。そういう部分は議論されていなかったのかどうか。まずお聞きします。

それと今、仙台陣屋についてのお話わかりました。見てもらう、こう言いました。では現地視察に対して町としては、具体的にどのような形で何を要望しているのか。その結果、今後どのような形で整備展開しようとして考えているのかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今認定こども園の整備事業とのかかわりで、緑丘保育園の大改修との関係についてご質問がありました。緑丘保育園の改修については、昨年度早い時期から、この改修については理事長と担当課長、それからときには私に加わりながら話し合いをしてきております。その中で大改修を緑丘保育園がかけるということに対して、私のほうからは、園の運営について私の立場で私立保育園の経営そのものについて言う資格はありませんので、ただ、これからの保育園運営が町の全体の中でどういう位置づけになっていくのかというふうな話をしました。要はこれから少子化に入ってきたときに、町内今うちも2園町立の保育園を持っておりますけれども、その保育園の運営も含めて、町全体としては再編をかけていかなければならない時期にきております。そういう中で緑丘保育園の今後の園の運営についてどういうふうにして考えているか。もっといろんな私もこういう方法がいいのではないかとか、こういう方法もありますというふうなことは担当課長とともに話をしました。そういう中で話を進めていたのですけれども、実際的には改修に関しては覚書き書がありますから、そこの協議をするというふうな、大改修については協議事項だというふうなところがあるので、そこのことをもちまして、決してそれを拒否する形で話を進めていたわけではなくて、今言ったような内容も含め、それからその改修の部分についての予算の部分もあげてもらいながら、町としてはこの部分はどうか、ここのところはこういうふうなことにならないかだとかというふうな話は十分進めております。そういう中で今回改修を自己資金で図っております。いろいろと私たちも補助金をもらう制度がないのかというふうなことで、そういうふうなことでの調べもしました。いろいろ調べたのですけれども、なかなかそれにはできてあたるものがないし、それから例えば地方債を借りるとしても20年の償還の中で考えていったら、これからの園の運営がどこで途切れるか。今言ったような少子化の問題もありますし、そういうふうなことで今

度全額償還というふうなことになるれば、これもまた大変なことだということで、本当に持ち得る知識といますか、情報は園のほうには出しながら検討してきて、このような結果に今なっております。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 10月に来ていただいて、どのような話をするのかということでございます。まず白老仙台藩陣屋跡なのですけれども、昭和41年に国の史跡として指定をされました。昭和44年から平成7年までの26年間にわたって国によって環境整備事業を、また昭和45年から平成7年まで17年間にわたって公有化整備事業が行われ、59年には資料館ができて幕末の動乱の歴史を今に伝えてきました。しかし第1次環境整備事業から既に20年を経過しまして、議員の皆様もご存じのとおり、施設の経年劣化が進むなど来場者の安全を脅かしかねないような状況にあります。このことから、4年後に迫っております2020年度の象徴空間の開設によって来場者の増加や、多文化共生社会の実現を見据えまして、改修も含めました抜本的な再編整備が必要と考えます。そこで文化庁の調査官を招聘したいと考えているわけです。内容につきましてはまだ原課レベルを超えてはおりませんが、来年度28年度につきましては老朽化の著しい橋、あるいは土塁、堀などを修繕したり、加えて第2次の環境整備計画を文化庁、あるいは整備委員会をもった中で樹立したい。29年度、30年度につきましては第2次環境整備を2カ年計画で進めたい。その中で土地の公有化事業も一部行いたい。31年度につきましては陣屋資料館をガイダンス施設として一部常設展示をリニューアルも行いたいということを経営の調査官を招聘し、現地でじっくりとお話しをさせていただいて指導を受けたいというような内容でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 仙台藩陣屋です。私も毎日のように行きますけれども、本当に橋は朽ちて人が渡っても今にも落ちそうな環境で私も整備が必要だと思います。ただ、今言われた膨大な計画はうちの財政状況でいけば多分裏負担がかなりありますので、それを見合った中でちゃんと計画していかなければ、当然財政健全化プランにも反映されるかどうかわかりませんが、それはしかと計画を立てて、ただ夢物語ではなくて何があるかということを優先つけて考えていただきたいこう思います。それで次、緑丘保育園ですけれども、今、古俣教育長から経過についてはわかりました。それでは緑丘保育園がいつ建設されて、実際に先日ぼやを出しましたけれども、どの程度の老朽化されているのか。それによって多分自費で今改築工事やっているはずなのです。そうすると片方は認定こども園として位置づけして、今現在保育園ですね。保育園のままで整備して補助金を出しているのです。もし先ほど古俣教育長が言ったように、全体の数ある認定こども園になってそれで収益上がる、どうなるかそれまで考えたならよかったのかもしれないけれども、先に国の補助金みても保育園という補助金をもらって整備をやっているのです。ただども片方はあの地盤の悪いところで我慢して、ひどいところをいよいよ我慢できないからということで自費で改修しているのです。ぎりぎりのお金で。長期借入れしているかどうか内容はわかりません。そういう実

態を覚えると、言葉は悪いのですけれども、やはりある程度同じ保育園という横並びしているのなら同じ扱いを、整備をしなければいけないかと私は思うのです。どういう需要があるかわかりませんが、それと古俣教育長もご存知だと思いますけれども、あそこにはいろんな問題も建物にもあると私は聞いております。ここでは聞きません。ですからそういう問題も解決しなければいけないと思うのですけれども、それと古俣教育長が先ほど言ったように、あそこを民間でやるときに協定書を結んでいる内容を見たら古俣教育長言ったとおりなのです。そうすると改築する補助金を出すのにある程度大義があるはずなのです。国の補助金があるないとか別にして。もっとその辺を十分に考えるべきだと思いますけれども、補助金を出す形の中で考えるべきと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今前田議員からご指摘ありましたように、覚書書を 22 年に取り交わしております。その覚書書の信義に基づいて私も昨年度から十分理事長とは話をしてきたつもりです。ですからここでその改修にあたっての一つ一つの中身についてあれこれは言いませんけれども、必要な部分での改修については十分考える余地はあります。ただその上げてきた見積もりの中では、これは園の便利さを図るだけのことであって、老朽化の問題とはまた別な問題だとかというふうな話がありました。そういう中で、やはり私どもとしても、今、少子化の問題がある中で今後の状況をどういうふうにするかということは、非常にやはり町の財政的な部分も含めて大きなことだというふうに 1 点思っています。それと同時に、その裏と申しますか、その返しとしては本当に子供たちにとりましてやはり安全な、そして快適な保育ができるような、そういう環境整備も進めていかなければならないと。そういうところに立ちながら緑丘保育園との話はしてきているつもりだし、今後またそういう話は一緒にしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 4 番、大淵紀夫議員。

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。マイナンバーの関係でもうちょっとだけ、何点かお尋ねしたいのです。一つは超過負担になりますね。そうすると、先ほどのお話でいうと超過負担になる。それ以外の超過負担はないのか。こういう制度で超過負担というのは珍しいのです。ほとんどの超過負担はないのです。だけど今の話では 2 つつくる場合、超過負担はその部分になると。それとそれ以外の超過負担はないのかどうか、これが一つ。それから個人番号カードについていえば本人が申請しなければもらえない。住基カードと同じですね。住基カードは白老町で大体どれぐらいの申請があったのかどうか、それが一つ。では、申請しない人がたくさんいた場合、国がいつているその 3 つの中身で 98 項目ぐらいの行政実務があるというふうになった場合、これはどういうふうになるのか。申請する人が少なかったらどうなってしまうのかということが、1 点。面倒だから全部聞いてしまいますけれども、例えば、今後、中小企業者が源泉徴収をするときに番号が書いていますね。それは全部セキュリティ含めて中小業者企業が全部やらないとだめだと。これは膨大な金がかかります。それはどこからも補助金も何もないということなのかどうか。またそのそ

ういうときに自分が住民基本台帳カードをもらっていないかったら源泉徴収できないから会社からあなたの番号は何番だと言われますね。そういう場合はどういうことになるのですか。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 私のほうからまず住基カードの今までの交付状況です。これは平成15年の8月から開始されておりまして、有効期限は発行後から10年間という形になってはいますが、交付枚数としては現在780枚ほど発行しております。これは12月末をもって個人番号カードができますので、一応発行が廃止という形になっております。以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） まず超過負担のお話でございますが、今回確かに発端がいわゆる年金機構による事案ということにはなっておりますが、実はセキュリティー対策というのは、本来このマイナンバーがあってもなくてもやはりそこは厳しくするにこしたことはありません。本町はなぜ一緒になっているかという、先ほどもちょっと申しましたが、ちょっと整備が早すぎたと。いわゆる余りお金をかけないですぐそういうネットワークを組んだということで、これは室蘭も登別も一緒なのですけれども、そういった部分があったのです。しかし、その後に白老町から遅れて整備したところは、実は今既にもう分けてセキュリティー対策をとっているというところも実際ございまして、そういうことからすれば、本来やるべきものを今回やっていないところはやらなければならないということで、ここはほとんどが自己負担になるという状況でございます。それから、そのマイナンバーの今後の活用の問題、あるいは源泉徴収の問題も、実はいわゆる中小企業、大企業もそうですけれども、その企業向けのマイナンバーの利用につきましては特段国のほうから直接的な指導ですとか、助言ですとか、そういった形で自治体のほうには入っておりませんので、詳しい情報は私のほうは押さえてございません。ただ、源泉徴収等は、こちらの職員分は町のほうでも発行しなければならない。そこにマイナンバーを入れるという中でいろいろな様式の変更だとか、そういう見直しは現在行っているところでございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。大黒総務課長の言っていることはよくわかります。わかるけれども、実際にはこれをやるからつけなければだめなのです。今まで事故がなかったのですから。事故がなかったということは誇りなわけでしょう。やはりそれは国がやることに対してやるのだから当然、特別交付金で全額は当たり前です。それで確かにそのことによってセキュリティー度が上がるというのはよくわかります。わかりますけれども必要ないところにこのことによって必要が生じたわけだから、私はやはりこういうものはきちんと国が払うべきものです。それから、そうなりますと町の職員の皆さんはみんな申請してカードを出してもらおうということにはなりませんね。だけでも町民全体、例えば認知症の人だとか、独居で一人暮らしの人は申請しないからある意味事故がないといったらおかしいけれども、番号はあるわけけれども通知カードはくるからあるけれども、そういう事故はおこる可能性は少なくなるけれども、しかし、住民基本台帳カードで780

枚といたら白老町の人口からいたら全く話にも何もならない数ですね。それが 98 項目の行政項目の中身をやったり、最終的には自分の今までの病気の、そういうところまでということになると、先ほど大黒総務課長が言ったように、それは引き出せない、本当に必要な人しか絶対引き出せなくなるのだけれども、それにしても本当にこのことが全国民に徹底されなかったら何の意味もなくなってしまいますね。例えば消費税を還付するといっても、では認知症の人は買い物に行かないのか、一人暮らしの人は買い物に行かないのか、カードつくらなければバックできないのかということになっていくのです。だから本当にそういうことがやはりきちんとわかるように町民にしないと、不利益を被るだけではないのです。そういうことが犯罪の温床になるわけです。だから私たちはこれは残念ながら本当にそこがきちんとしないと賛成できる立場になれないのです。先ほど大黒総務課長が答弁したように、自治体だから、国のいっていることだからやらなければだめだということは百も承知で聞いているわけで、やはりそこら辺は 780 という住基カードの実績からみたときに、これと同じだったらはっきりいって機能しなくなりますね。もちろん通知カードだけで全部動くのかどうか私はわからないから、そこはわからないけれども。それを動かすとしたらまたおかしなことになりますね。だからそこら辺はやはりもうちょっときちんと町民、国民に徹底できるような形の中で実質動かしていく。来年の 1 月までそれが可能なかどうか。例えば業者の皆さん方もそういうことが義務づけられたらそのセキュリティ含めて膨大な金がかかると思います。それは私の今調べた範囲では国からの補助なんかは一つも事業所にはないというふうになっています。事業者も全部マイナンバー、事業者は事業者としてまた事業者のマイナンバーできるわけでしょう。だからやはりそういうところはきちんと町民に徹底しないと、つくっても実効は何にも上がりません。だから住基カードも同じなのです。身分証明書だけだったら自動車の免許証と保険証で十分なのですとなってしまうのです。だからそのところが本当に町民がわかるような仕組み、システムをつくらないと、これは実効が上がらない。それで超過負担があるなんていったら私は認められないというふうになってしまうのですけれどもどうですか。答えられるところだけでいいです。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） まず超過負担の関係でございますが、これにつきましては先ほど白老町の責務というお話もさせていただきましたが、実は私ども担当のほうも当然何らかの支援があるものとそれを期待した上で逆に待っていたと。本来やらなければならないというのは重々わかっておりましたが、やはり国がそういうようなやられていない自治体にいつまでにやりなさいという、いわゆる助言があったものですから、それに対しては何らかの措置があるものと、それを期待してちょっと静観していたという部分があったのですが、それは逆に期待を裏切られた感はありますけれども、いずれにしましてもそれはやらざるを得ないかというふうに思っております。それともう一つ、その中小企業を含めて、これにつきましては確か税務署を通じて企業のほうにはこのマイナンバー制度いわゆる実務的な部分は指導がされているのかというふうに記憶してございますが、確かにカード自体をどのような場面で、どういったときに必要なかどうか。あるいは単なる番

号を控えておけばいいのか、カードがなければだめなのか、その辺については私どものほうも十分承知しているわけでございませぬし、今後の運用の中でその辺は明らかになってきて、まだまだ今回補正をさせていただいたということは、この部分についてもなかなかネットワークが当初からきちんとしてあるものではなくて、いろいろな国のほうも動いている中で新たなものができて今回補正をさせていただいてネットにつなげるというような補正でもございますので、その辺の実務的な利活用の部分はまた改めて国のほうから示されるというふうに押さえておりますので、その辺につきましてはまた新たな情報を持って町民のほうにはきちんと周知していかなければならないものというふうにおさえております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。外国の例が先ほど出ていました。イギリスはやめました。マイナンバー制度をやっていたのですけれどもやめたのです。今それを見直しているところたくさんあります。それはなぜかというやはり全部情報漏洩なのです。ですからそういうことといえば、確かに行政側からみたら非常に使い勝手がよくなる。これは全町民がこのカードを持ち、チップも入って、写真もあってということになるとそれは行政側が非常にある意味、一気に全部いきますから。何でもそれで通してやれることになりますから。結果的には銀行を含めて預貯金の管理までなれば当然それはそういうことになります。ただ、そのときに1番危険なのはやはり犯罪と、わからない人たちに対する徹底というのですか、管理ですか。そういうところがきちんとしてないと、やはり住民基本台帳カードもあれだけ宣伝しても結果的には、あれは確かに用途が非常に狭かったから身分証明書ぐらいではつくらないからそうなるのだからけれども、やはり、そのところは国との対応の中でも市町村が困ることはきちんと国に申し述べる。これは町長でも、どこを通じてもいいですから、きちんと申し述べて改善するものは改善する。だめなものはだめ。そして、どこまでその範囲が広げられるのかというあたりも町は町独自で網をかけられるような形、それでこの間これは議決出ていますけれども。そういうことを含めてやはりきちんと自治体が自覚を持った形で、これは国も町も対等なわけですから、そのところはきちんとしてやっていくようにしていただきたいのですけれども。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 今おっしゃるとおり、今回の超過負担の部分につきましてもかなり実は担当のほうでは、北海道を通してですけれども、北海道を通せということなので北海道を通しましたけれども、国にも直接電話を入れたりしてどうなのだということもやっておりますし、今おっしゃられたことを十分、我々のほうも調査、理解した上で今後は万全な形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、まだございますか。

暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 後 3時50分

再 開 午 後 4 時 0 0 分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先に認定こども園の送迎についての答弁があるということなので、答弁をお願いします。下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 先ほど吉田議員の認定こども園の送迎に関しましてですけれども、こちら2号、3号とも保育所機能を利用いたしますので、あくまでも保護者が送迎となります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） それでは、ほか質疑がございます方。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。13ページの町有林2款7目町有林と、21ページの11款2目、この町有林の災害事業についてであります、この二つの事業内容をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） ただいまの松田議員のご質問でございます。今、町有林の管理事業でございます。こちらにつきましては町有林の管理事業ということで、石山町有林の中の間伐をするという事業になってございます。こちらのほうにつきましては約30年から40年未満のトドマツ林の間伐しまして、こちらのほうを整備いたしまして育成を図りたいという事業になってございます。それから町有林の中の作業道災害復旧事業でございます。こちらにつきましては昨年の災害の中で町有林の作業道が9カ所ほど崩壊してございまして、こちらの事業は復旧事業でございますが、こちらはちょっとこの調査がすぐ行けなかったものですから今の時期になったという状況になってございまして、こちらの事業につきましては国のほうの補助事業の対象に作業道はならないということで事業を進めているという形になってございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） この間伐事業、この間伐事業がどうのこうの私は聞きたくて言っているのではないです。もう一つのこの災害復旧なのですが、この災害復旧の場所は私の予測では恐らく17、8年につくった択伐施業をやるための最後の新設林道ではないかと、これは私が思っているだけです。それでその場所どこなのか。私はなぜこんな質問をするかということ、6月補正予算は恐らく白老はじまって以来のマイナス補正予算だったような気がしているのです。なぜこの6月ごろに出さないで今出すのか。今、災害があつて行けないということでわかりました。私は町有林については何度も何度も質問をしているのですが、この財政の厳しいときは、この間伐施業というのは少し休みなさいと私は質問をしています。それは木というのは手をかければかけるほど確かに利回りが大きくなっていくのですが、だからといって何も手をかけなくても木は淡々と育っていくのです。3、4年手をかけなくても。ですから私はこの財政の厳しいときにわざわざこの間伐施業は何年か休んでいいのではないかと、こんな考えを持っているのです。何年か前に財政が厳しくて竹浦

の町有林 130 ヘクタール、1,300 万円で売却しているのです。あれは財政が厳しいからといって売却したのです。私は買い戻せとまでいったのですが、あの町有林は、私の計算ですと私は 40 年も林業をやっていたから、あれは 5,700 万円ぐらいの私は平均して木を計算したらそれぐらいあるのだと。そしてしかも択伐で売っているから、択伐というのはどんどん利回りがふえていって金になるから売るべきものではないと、こう言って私は何度も何度も質問しています。ですから私はこういう財政の厳しいときは間伐を少し休む。少なくとも 32 年ぐらいまで休んでも木なんて大丈夫なのです。それよりもその財政のほうにシフトしたら、何年か休むぐらいの考え方も私はいいと思っているのです。それからもう一つは、恐らく先ほど場所をいったけれども、町有林の最後の 17 年ですか、択伐施業のためにつくった林道の終点だと思います。もしそこであれば災害復旧やっているのはもう 3 回目です。これはまだ場所がわからないからこの次にします。そこまでです。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） まず木のほうの伐採のほうにつきましては一応 14.9 ヘクタール間伐をするという予定になってございまして、こちらのほうにつきましては間伐をしたあとの木を、こちらのほうも売り払いをするということで、約 140 万円ぐらいの売り上げ金額があるということで、これは森林組合のほうから見積もりいただいております、単価が立米当たり 3,150 円で 30 立米ということになりますので、14.9 ヘクタールでございましてから 140 万円ぐらいの金額になるということになってございまして、あと、この間伐につきましては道のほうの補助事業がございまして、こちらのほうの補助事業が 351 万円ほどありますので、こちらの事業と合わせますとこの事業の金額を上回る金額になるということで、この道の補助事業もことしが最後の補助事業ということを加味しまして間伐の事業をするという形を取らせていただいております。それから作業道のところなのですが、こちらのほうにつきましては 59 林班と、それから 62 林班と、61 林班のところの作業道を修復するという形になってございます。

○議長（山本浩平君） 5 番、松田謙吾議員。

○5 番（松田謙吾君） 今 14 林班の間伐のためにとといったけれども、14 だったら今の災害の道路使わないでしょう。これは無駄な仕事なのです。確か使わないはずなのです。今の 14 をやるのだったら。ですから私は言っているのは、最後の林道もう 3 回目なのです。確か災害で直すの。やってもやっても壊れる構造の道路なのです、あのつくり方は。それから 1 番終点の択伐をやるためにつくった道路なのです。あの道路構造は私が以前も言っているけれども、何回やっても壊れると言っているのです。この程度の災害は何回もやっているのです。ですからああいう端はなげてもいいのです。次の択伐はおそらく 20 年か 30 年後なのです。前回の択伐のやるときは。前回は 30 センチ以上の木を取るといったのが行ってみたら全部 20 センチ以上から切ってあったのです。それで私はこんな択伐あるかとこの議場で怒ったことがあるのですけれども、そういうことからいくと使うのがまた 30 年後なのです。それに何回も何回もこうやって、それは道の補助金もわかる。だけど財源百何十万円も使っているでしょう。この財政の厳しい中こういうことをずっと続けているの

です。ですから私はこういうことはもうやめなさいと。あそこの択伐施業は使うのは 30 年後なのです。そのときはブルドーザーでどんと冬場に押せばあそこは道路なんかはいらないのです。いるいないは私も死んでそのころいないからわからないけれども、だけでももう少しそういうことを考えてやりなさい。わからなかったら聞きなさい。そんな無用な道路をどんどん今直しても来年雨降るたびに壊れます。ですからその辺はもう少し考えてやるべきだと思います。大体誰の指導でこの林道と直してつくったか知らないけれども、あんな道路の作り方ははっきりいって間違い道路なのです。これは私は何回も言っているのです。ですからその辺をもう少し、今本当に使うか使わないかと。金が余っているのならいいけれども、やはりまちの財政に合わせてこういうものをやるべきだと。私しか言う人がいないから言っているようなものなのです。林業、林道といったら私ばかり言うから。ですから言っているのですけれども。そういうことを見計らって私はやるべきだと思います。戸田町長、そういうことでどう考えますか。戸田町長も山見ていないのでわからないと思いますけれども。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 松田議員とはこの部分で過去から何度も議論させていただきました。やはり山のことはよく詳しいので、私も現地見てきて災害復旧のところは本当にこんな傾斜のきついでところで状況もよくわかっているつもりです。今回その復旧しなければならないのはどうしても、たくさんお金をかけてやるつもりはなく最低限ブルドーザーを入れて本当にならずという、そういう作業の復旧方法ということは一つ理解いただきたいのですが、その一方で間伐、択伐の考え方も以前からいろいろ議論ございました。町有林の売り払いもございましたし、そういう部分で確かに 1 年、2 年木放っておいても何百年と生きる木もありますから、そういう部分での判断ということも確かにございます。今回の補正については、今、森林組合ですとか、いろんな機関との協議の中で最低限必要な部分はどうしてもやらなければならないという部分はご提案させていただきましたが、今後、来年に向けてはもう 1 回町有林全体をどうしていくべきか、そういう方向性も私なりにやはりちゃんと考えて対応を考えていきたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑がございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 1 号、平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 4 号）、原案のとおり決定することに賛

成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（山本浩平君） 賛成 11、反対、3 番斎藤征信議員、4 番、大淵紀夫議員。
よって賛成多数により、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号 平成 27 年度白老町国民健康保険事業等区別会計
補正予算（第 2 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 4、議案第 2 号 平成 27 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議 2-1 をお開きください。

議案第 2 号でございます。議案第 2 号、平成 27 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 27 年度白老町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 208 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 1,419 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 27 年 9 月 4 日提出。白老町長。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 2 号、平成 27 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第3号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） それでは、議3-1をお開きください。

議案第3号でございます。平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度白老町の墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月4日提出。白老町長。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号、平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎報告第4号 平成26年度白老町財政の健全化判断比率について

○議長（山本浩平君） 日程第6、報告第4号 平成26年度白老町財政の健全化判断比率についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。安達財政課長。

○**財政課長（安達義孝君）** 報告第4号、報4-1でございます。

平成26年度白老町財政の健全化判断比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度白老町財政の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

実質赤字比率、発生しておりません。

連結実質赤字比率、発生しておりません。

実質公債費比率20.9%、将来負担比率156.8%。

平成27年9月4日提出。白老町長。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**議長（山本浩平君）** ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

報告第4号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第5号 平成26年度白老町公営企業の資金不足比率について

○**議長（山本浩平君）** 日程第7、報告第5号 平成26年度白老町公営企業の資金不足比率についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。安達財政課長。

○**財政課長（安達義孝君）** 報告第5号でございます。報5-1でございます。

平成26年度白老町公営企業の資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度白老町公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

会計の名称、水道事業会計、資金不足比率、発生しておりません。

国民健康保険病院事業会計、資金不足比率、発生しておりません。

公共下水道事業特別会計、資金不足比率、発生しておりません。

港湾機能施設整備事業特別会計、資金不足比率、発生しておりません。

平成27年9月4日提出。白老町長。よろしくご審議をお願いいたします。

○**議長（山本浩平君）** ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

報告第5号は、これをもって報告済みといたします。

- ◎認定第 1 号 平成 26 年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 26 年度白老町水道事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 報告第 1 号 平成 26 年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 2 号 平成 26 年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 3 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第 8、認定第 1 号 平成 26 年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

認定第 2 号 平成 26 年度白老町水道事業会計決算認定について。

認定第 3 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

報告第 1 号 平成 26 年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

報告第 2 号 平成 26 年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告第 3 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

以上、6 件を一括議題に供します。それぞれ提案理由の説明を求めます。大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 認定第 1 号 平成 26 年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、次のとおり平成 26 年度白老町各会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成 27 年 9 月 4 日提出。白老町長。

1、平成 26 年度白老町一般会計歳入歳出決算。

2、平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。

3、平成 26 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

4、平成 26 年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。

5、平成 26 年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算。

6、平成 26 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。

7、平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算。

8、平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

9、平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。

10、平成 26 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。以上でございます。続きまして、認定第 2 号 平成 26 年度白老町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度白老町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成 27 年 9 月 4 日提出。白老町長。

続きまして、認定第 3 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成 27 年 9 月 4 日提出。白老町長。

報告第 1 号 平成 26 年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。地方自治法第 233 条第 5 項及び第 241 条第 5 項並びに同法施行令第 166 条第 2 項の規定により、平成 26 年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 4 日提出。白老町長。

- 1、歳入歳出決算事項別明細書。
- 2、実質収支に関する調書。
- 3、財産に関する調書。
- 4、主要施策等成果説明書。

報告第 2 号 平成 26 年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

地方公営企業法第 30 条第 6 項並びに同法施行令第 23 条の規定により、平成 26 年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 4 日提出。白老町長。

- 1、事業報告書。
- 2、収益費用明細書。
- 3、固定資産明細書。
- 4、企業債明細書。

続きまして、報告第 3 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

地方公営企業法第 30 条第 6 項並びに同法施行令第 23 条の規定により、平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 4 日提出。白老町長。

- 1、事業報告書。
- 2、収益費用明細書。
- 3、固定資産明細書。

4、企業債明細書。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま、それぞれの提案理由の説明が終わりました。

これら決算認定 3 件と報告 3 件についての審査を本会議で行うことは困難であると思われま

そこで、お諮りいたします。本件については、議長及び監査委員を除く全員で構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、本定例会休会中の審査といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第3号まで、及び報告第1号から第3号まで、以上6件を一括して、議長及び監査委員を除く全員で構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、本定例会休会中の審査とすることに決定をいたしました。

次に、委員会条例第7条の規定により、特別委員会では委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 4 時 2 6 分

再 開 午 後 4 時 2 7 分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） この際、議長から諸般の報告をいたします。

休憩中に特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので報告いたします。

決算審査特別委員会委員長、小西秀延議員、副委員長、山田和子議員。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎意見書案第7号 平和安全法制の徹底審議を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第9、意見書案第7号 平和安全法制の徹底審議を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 意見書案第7号、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

平和安全法制の徹底審議を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出します。

平和安全法制の徹底審議を求める意見書（案）。

5月26日から審議が始まった安全保障関連法案は、当初から衆院憲法審査会で参考人として意見を求められた各党推薦の大学教授が全員「憲法に抵触する」と陳述しただけでなく、新聞社が行

った世論調査では、国民の過半数が「反対」を表明し、多くの国民が「内容がよく分からず、説明不足」と回答していました。にもかかわらず、安倍政権は会期を大幅に延長して衆議院を通過させました。

現在、参議院安保特別委員会の審議に移されましたが、安倍首相の言う「国民が理解できるよう丁寧に説明する」どころか、審議の中で米軍への兵たん支援による「クラスター爆弾や劣化ウラン弾」等の非人道兵器の輸送も「法律上、排除する規制がない」と、米軍等の要請を拒否する規定もない危険性が明らかになり、その一方で自衛隊内に国会審議の過程を無視して「8月法案成立、来年2月施行」を前提とした実行計画である「防衛省統合幕僚監部の内部文書」が明らかにされました。これは国民の「知る権利」さえ奪うものです。中谷防衛大臣の答弁が二転三転して審議が中断するなど、一層国民の不安をかき立てています。

加えて、首相補佐官が「国際情勢の変化を配慮すれば、法的安定性は関係ない」と公言して、事態に応じて法の解釈が自由に变化するかのような発言をするなど、内部の統制さえできない姿を露呈しています。

議論が進むほどに国会周辺を取り巻く国民の反対運動は、直接自分たちにかかわる問題と捉えた若者や主婦の姿が日増しにふえています。世論調査でも法案成立反対の声が多くあります。

戦後 70 年、武力行使を憲法で否定することを「国是」としてきた我が国の運命を左右する重大な決定にあたっては、国民の不安を除去し、疑問が解消でき、納得できることを優先して国会での「徹底した審議」を重ねられるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま、提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第 7 号、平和安全法制の徹底審議を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化
を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第10、意見書案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。3番、斎藤征信議員。

〔4番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 意見書案第8号。提出者、賛成者は記載のとおりであります。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、道では森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1 京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値 3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3 川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備

加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

提出先は記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま、提出者から説明がありました。

この意見書案は、議員会が加盟している北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会からの要請により、前例により議員会の正副会長名で提出されたものであります。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略し採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 8 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれ機関に送付することといたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この後、決算審査特別委員会が開催される予定になっております。

本会議は、決算審査特別委員会の審査のため、明日 11 日から 16 日までの 6 日間は休会となっております。

ここであらかじめ通知いたします。9 月会議は、この後 9 月 17 日・午前 10 時から引き続き、本会議を再開いたしますので、各議員には出席方よろしくお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 本日はこれをもって散会いたします。